

戸山サンライズ

2006.

2007.

12・1 月号



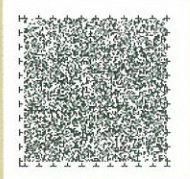
特集

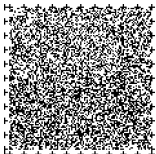
障害者自立支援法に向けてV

（地域で共に生きるために）

グラビア

第21回障害者による書道・写真全国コンテスト結果発表





←これは、SPコードです。
専用読み取り装置の使用により、誌面の内容の音声出力が可能です。

第21回障害者による写真全国コンテスト

金賞 「夕陽の中の私」(光市室積海岸)

山口県 小林 哲也

夕陽を一年中海岸線を追いかけてますが、夕陽と鳥を入れるのも良いかなと撮ってみました。短時間で夕陽が沈むためタイミングは難しかった。

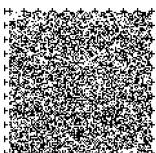


このコンテストは、障害者の文化活動等の推進を図ることで技術の向上、自立への促進並びに積極的な社会参加を目的として、(財)日本障害者リハビリテーション協会(全国身体障害者総合福祉センター)の主催により毎年開催されているものです。第21回を迎えた今回のコンテストでも、全国各地より256点にのぼる素晴らしい作品の数々がよせられました。

目次

2006年12・2007年1月号

- 特集：障害者自立支援法に向けてV ～地域で共に生きるために～
 - 「地域生活支援と支え合い」————— 島村 聡 1
 - 「高齢化する都市部での地域づくり
～ご近所作りから地域づくり～」————— 鈴木 恵子 4
 - 「駒ヶ根市における地域づくりの実践
～「サービスありき」から地域づくりの支え合いへ～」————— 片桐 美登 7
- レクリエーション
 - 「楽しめる力を引き出すアート活動」————— 石丸 良成 10
- グラビア
 - 「第21回障害者による書道・写真全国コンテスト 結果発表」————— 13
- ライフサポート
 - 「社会保険Q&A」————— 高橋 利夫17
- スポーツ
 - 「長野県障害者福祉センターにおける、障害者への
「地域スポーツ支援」の取り組み」—— 関口 一道・太田 澄人18
- ライフサポート
 - 「補装具製作(販売)業者情報システムの構築について」—— テクノエイド協会 22
- 最新行政情報
 - 「サービス管理責任者研修(指導者研修)を終えて(その3)」————— 厚生労働省 25



地域生活支援と支え合い

那覇市役所 健康福祉部
政策主幹 島村 聡

1. 地域を支え合いという視点で見ると かけ

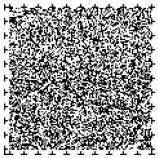
随分前のこと、担当していた知的障害のある女性の施設入所措置をしてしばらく後に同じ敷地に住んでいた高齢者の男性が老人ホームの申請をしたのです。その理由は「面倒をみていた女性が事情により施設に入所したため」。女性は買い物、掃除、洗濯などを引受け、高齢者の男性は食事づくり、買い物の指示や金銭管理をして両方で支え合って生活していたとのことでした。私はこの女性の母親からの強い訴えと本人の作業をしたいという希望を聞いて授産施設の入所手続きを支援したのですが、二人の支え合いながらしっかりと地域で生きていた時の姿が想像され「本当にそれによかったのか？」考え込んでしまいました。支え合いを奪うことは地域で生きていく意欲や価値を奪うことになると気づいたきっかけです。このことは過去に施設に入所した多くの人にも当てはまるのかもしれませんが、頼れる家族がないから、障害が重いから、寂しいからなど様々な理由で施設を希望している人も「誰かとの関係」が強ければここに踏みとどまって生きていこうと考えるのではと……。

さらに、私が感じていたのは地域の中で要支援となった障害者や高齢者などの人たちが、逆に「する側」に回ったときの強さです。自宅に引きこもっていた四肢麻痺の車椅子使用の女性に電動車椅子を交付したことがあります。それからの彼女は水を得た魚のようにあちらこちらを動き回り、仕事もこなし、自立生活を楽しんでいます。彼女はパソコンを叩いて文書を書き、生活設計をしてや

りくりの中から旅行にも行き、講演もこなします。そうした力はすべてそうした経験から身に付けていったものです。そうした力は周辺にいる人たちをも元気にしていき、その元気が第二第三の彼女を作っていくのだと……。

2. 地域生活支援の意義は地域の中で利用 者が「生きる」こと

地域生活を支援するとはどういう意義を持っているのでしょうか？ 最初のエピソードのように地域の中でお互いに支え合う関係の中で地域に生きる価値を感じながら生活できること（地域での相互理解力）、後者の話のように地域の中で自己実現を図ることで周辺もエンパワメントされていくこと（地域での相互開発力）、結果としてより高いレベルの地域になって行くこと（地域の自己変革）などがあげられるでしょう。何れにせよ地域生活支援の基本は支援を要する人が自信を持って生きていくための環境づくりに地域資源を大いに活用することです。例えば、すぐ近くに住む高齢者の一人がデイサービスに通いだしたため、その友人の高齢者がいつもの話し相手を失って寂しくて同じデイサービスに通い出したとします。二人の接点は地域から離れたデイサービスセンターになってしまい、地域との接点を失います。ニーズが話し相手であったならまず考えるべきはサービスではなく近所の人による高齢者相互の「行き来のお手伝い」であったはず。公的なサービスを優先して組み立てると上記の地域の持つ支える力を落としてしまうことになります。まずは要支援者と地域住



民と地域資源の相互関係を知り、その関係を支えるためにサービス等を投入すべきです（図1）。

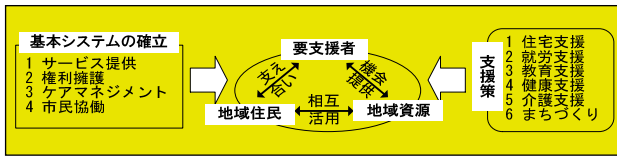


図1 地域の支え合いを公的な支援策が支える

3. 地域資源を住民の営みから発見する

地域資源は利用者が「生きる」ためならまさに「何でもあり」ですから、何がどのような役に立つ資源になるのか、支援をする中から探し当てていかなければなりません。

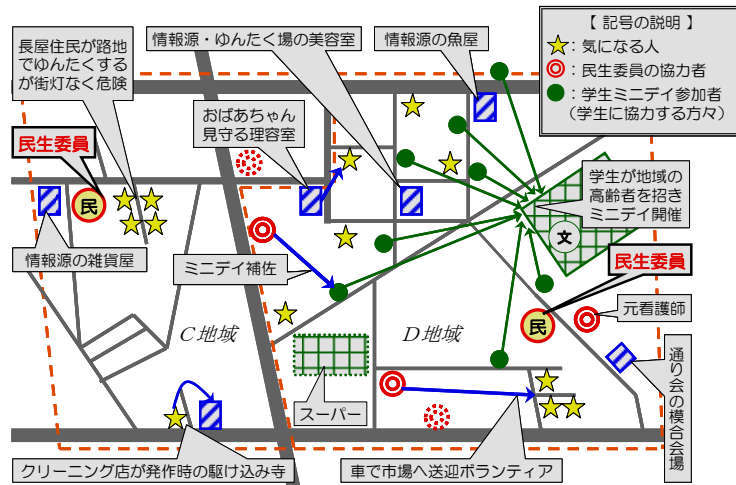
そのような資源探しをするときにマップづくりが有効であることは最近よく知られるようになりました（図2）。このマップには地域の要支援者の人とその人と関わっている人たちがそれぞれ線で結ばれ、線上にその関係が説明されているという何の変哲もないものですが、実際に要支援者ご本人や近所の人から詳しく話を聞いてみると意外にご本人に関わっている人が多くいたり、逆にご本人からいくつかの線が伸びているつまりご本人も何らかの主体的な関わりを持っているのが見えてきます。一見地域から見放されたり、長い間引きこもったりしている人でも全く線が引けない人はこれまで見たことがありません。地域住民はお互いに何らかの意識をして生活しており、現時点で直接の関わりはなくても何かのきっかけがあれば

しっかり支援することが出来ています。その力を自主的な形で引き出し、コツコツ支えることがいい資源を長続きさせるコツになります。

4. プロは動機付けと後方支援に徹する

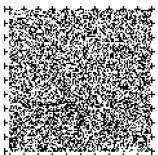
このように考えてくるとプロとしての関わりがどこにあるのか迷われる方もおられると思います。卑近な例ですが、那覇市では地域包括支援センターのランチとして「地域相談センター」を12カ所設置しており、それぞれの職員にマップづくりによる地域での市民レベルの支え合い発見とそれをバックアップするプロとの役割分担をしながらご近所福祉を推進するように調整を図っています。この場合、職員は要支援者を地域で支えていこうとする人たちにマップを通じた動機付けを行い、会議で住民の主体的な意見を引き出すことで各々の具体的な関わりを確認し、プロとしては緊急時の対策や権利の擁護について保証をするという役割を担います。

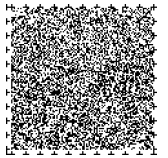
また、この住民の支え合いは要支援者に関わっている他のプロ、例えば介護支援専門員や障害者相談支援専門員とも共有されていかないとプロ同士の縦割りの悪影響で地域の支えを壊しかねません。その意味で、地域の関わりを中心において要支援者への対応を考えるいわばコミュニティケアマネジメントという考え方をしっかり持たなければなりません（図3）。図の中で特に左側の縦のケアマネジメントの流れについてはどのプロ



2006 Naha City Office

図2 那覇市の地域支えあいマップ





も実践してきているのですが、右側の地域との関わりの方がどうも後手に回ってしまいなかなか住民のネットワークの中に入れない、そのため要支援者個人のことだけに集中してサービスを組み立ててしまうということが起こりやすいのです。とはいえ、個々の介護支援専門員が住民ネットワークの中に入っていきのは骨の折れる作業です。那覇市が地域相談センターという地域の拠点で地域の支え合い会議を開催しているのも、地域づくりには時間と粘りが必要であり、地域で固定された顔にならないとうまく進まないと考えたからです。要支援者を担当する各プロが地域相談センターと連絡を取り合って地域の支え合いの輪の中に入れていける仕組みを考えています。

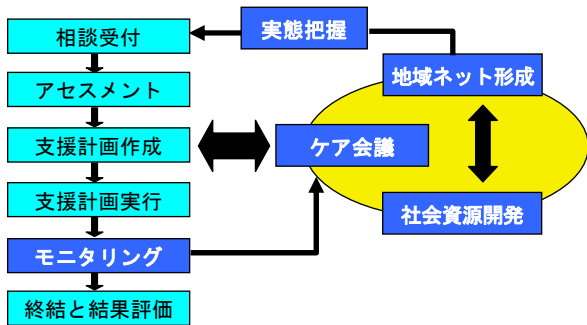


図3 ケアマネジメントと地域生活支援
(コミュニティーソーシャルワーク)

5. 地域づくりはエンパワメントの環境づくり

一言で地域といってもそこに住んでいる人だけでなく、そこで商売をしている人、そこに頻繁に出入りしている人なども多く関わってくると考えられます。住民の支え合いだけでなく、地域のために貢献したい人たちの意欲も極めて重要です。商店街の人々が障害者の出店を応援している例や置き薬屋さんが健康の重要性を訴えて回ろうという動き、弁当屋さんが一人暮らしの人たちの弁当宅配を引き受けている例など本業を生かして地域の福祉活動に貢献していることが多く見られます。こうした動きとも連携して支えの輪を拡げていくことも重要な視点として考えていくべきでしょう。

要支援者自身のエンパワメントと並んで目指すところは地域自体のエンパワメントです。それによりさらによりよい支援が可能となり、要支援者をパワーアップさせ、その実績や自信がさらに地域力を高めるといふ相乗的な効果を上げていくのです。(図4)

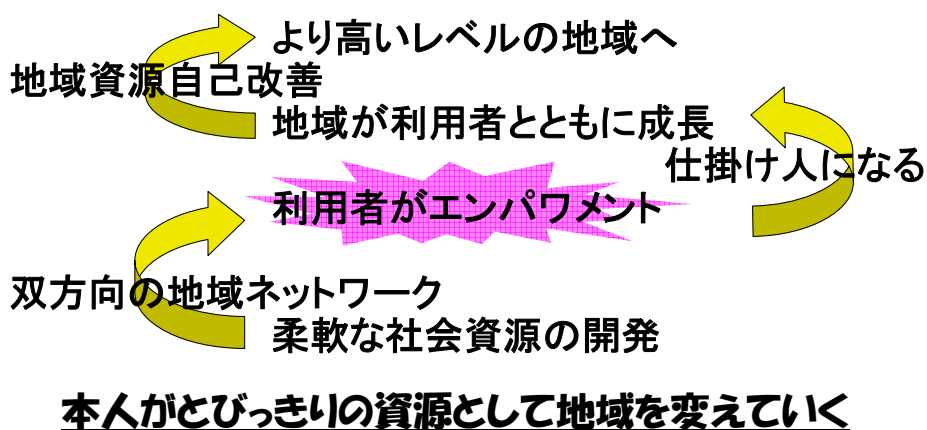
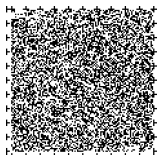


図4 地域変革の上昇スパイラル



高齢化する都市部での地域づくり

— ご近所作りから地域づくり —

ボランティアグループ すずの会

代表 鈴木 恵子

川崎市宮前区野川地区の概要

川崎市宮前区野川は東京のベッタタウンとして、40年前から開発が進んだ住宅地です。開発以前からの居住者は多摩川梨や、花の栽培農家も多く、古くからの習慣やしきたりも残る、新旧混在の町です。坂道が多く、少し前までは畑だった場所に新築の建売住宅が立ち並び、大手企業の社宅跡地にはマンションが新築され転居者は大変多い土地です。

宮前区の人口は208,310人、高齢化率は13.01%で、宮前区の東端に位置する野川は人口24,800人、高齢化率は14.66%です。(平成18年7月)

しかし、町内に建つ2箇所の公営住宅や、古い分譲住宅街は急速に高齢化が進み、高齢化率は35%を超えています。

一人暮らしや高齢者世帯、家族と同居していても、家族の就労により日中独居の高齢者、地方から転居してきた高齢者も目立ち、近隣との関係が持てず、閉じこもりがちになり孤立する高齢者もふえています。

地区内には2つの特別養護老人ホーム、ケアハウス1箇所、グループホーム1箇所、介護老人保健施設1箇所、平成19年春には、地域密着型特別養護老人ホームとケアハウスの開設予定もあり、川崎市の中でも老人施設が集中している地域です。

活動を始めるに至った背景

平成7年9月、代表者の10年間の在宅介護を支えてくれた小学校の仲間の一人が、「あなたがみんなにお手伝いしてもらって助かったことや、困った経験を生かして、地域の皆様にお返ししたら。私たちも一緒にやるわよ」と提案してくれました。PTA仲間5人が中心になり、介護の経験を生かし、急速に進む高齢化に備え、自分たちの老後も見据えて、安心してすみ続けることができるよう、地域の中で助け合える活動を始めてみたい、と気軽な気持ちからスタートしました。「すずの会」の名前の由来は、困った時に、気軽に鈴を鳴らしてください、との思いを

こめて名づけ、在宅介護支援ボランティアグループとして活動を始めました。

都市部では地域の繋がり希薄

になりがちになっていました。また、困ったときの助け合える仲間作り、介護者のサポート、地域ネットワークづくり、情報提供、これらの活動は地域の中ではおこなわれていませんでした。介護中に助けられたこと、こんなことがあったらもっと気持ちが楽になるのに、と感じていた事を地域の中で実行しようと、自分たちでできそうな活動内容を考えました。しかし、活動を始めるといっても主婦の集まりで、心意気は持っていても、地域の実態を充分把握していたわけでもなく、どこから始めたらよいか戸惑いの連続でした。歩み始めたばかりの「すずの会」をサポートしてくれたのが、当時の地区担当保健師さんです。保健師さんの紹介で「すずの会」に様々な依頼がくるようになりました。介護保険の発足以前でしたので、介護に困っている家庭は思っていた以上に存在していました。

活動の目標

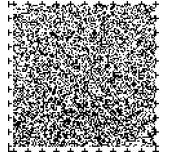
高齢者、障害者及びその家族を支えあい、ふれあいながら誰にでも優しい街づくりネットワークをめざし、地域のニーズに合った活動の実践を目的としています。世代を超えた交流もはぐくみ、高齢期の生きがいと、安心に繋がる地域づくりを発展させることを目的としています。

高齢になり、心身の衰えが心配になっても、仲間と集い、ボランティアも一緒に楽しめる夢を叶えるための楽しい企画を、一つ一つ実践に結び付けていきます。活動の中からさらに新しいニーズを探し、活動の広がり、ステップアップを目指しています。

そのためには、地域住民の住民力を少しずつ向上させる必要が求められます。一つの活動団体には限りがあります。地域の中で活動する自主活動団体を増やし、地域と既存の団体、地区社協、老人会、町内会、民生委員、包括支援センター、介護事業者、高齢者施設、行政、医療機関などが連携し、地域の問題を迅速に解決に結び付けられるよう、住民主体のネットワークを目標にしています。

地域ネットワーク作り

2001年3月「すずの会」を中心に介護予防を推進



する地域ネットワーク「野川セブン」が結成されました。

ネットワークの基盤になっているのは、川崎市の介護予防事業「わたしの町のスこやか活動」です。この事業は川崎市の介護保険条例に基づく保健福祉事業として、被保険者が要介護状態になることを予防するために、地域で安心して暮らせる街づくりをめざし、見守りネットワークの促進を図ることを目的としています。すずの会は地域で活動する7つの自主活動団体に呼びかけ、「野川セブン」を結成しネットワークを広げています。現在、14団体が毎月参加して話し合いをしています。

ミニデイやサロンを開催している4グループ、介護者の会、地域リハビリグループ、失語症の会、介護サポートグループと、地区社協、民生委員、介護施設職員、地域包括支援センター、区役所高齢者支援担当、健康作り担当など野川地域の高齢者に関係する様々な関係者が話し合いに入り、毎月の活動を報告し、地域の問題をみんなで考え、解決の糸口を見つけ、新しい活動に発展させる場所にもなっています。地域の高齢者の状況を把握する目は、格段に増えました。野川セブンの仲間が協力して毎年開催される、「元気度チェック」では、地域の高齢者の健康状態と体力を測定し、チェックシートを利用し、心身の状況、日常生活を把握し、介護予防に結び付けています。第6回は平成18年11月に開催され、185名の参加がありました。

すずの会の活動

「すずの会」の活動は驚くほど多彩です。地域の声に応えて、次々生まれてきました。

平成18年12月現在ボランティア 56名

平成17年度の活動実績

内容	回数	参加人数
ミニデイサービス	毎月2回 25回	1,380名
バリアフリーの旅	5回	343名
ダイヤモンドクラブ	13箇所 74回	714名
特別養護老人ホーム喫茶	9回	513名
スポットヘルプ	684回	利用者 62名
外出付き添い	941回	利用者45名
介護相談	594件	
コーディネート	136件	
調査・研究	介護情報誌発行調査	
学習会	24回	626名
野川セブン定例会	12回	256名
すずの会定例会	12回	387名

ミニデイサービス

平成8年1月から始めたミニデイサービスは、野川老人いこいの家を拠点に毎月2回、10時から3時

まで開催しています。ミニデイサービスを始めるきっかけになったのは、54歳で若年性認知症になった妻を介護していたTさんから、「妻と一緒に参加できる場所がほしい」との声に応えなかったからです。当時、いこいの家は元気なお年寄りが集う場所になっていたため、介護が必要になったかたの受け入れは簡単ではありませんでした。小さな部屋を借りることができ、寄り添うように集まって数時間を過ごす、参加者の笑顔が生まれ、介護者も孤立から地域の繋がりができると評判の集まりになりました。

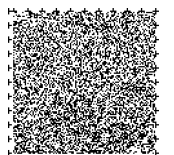
参加者の増加に伴い、厨房設備、会場の改修も行われました。昼食をともにしながら、おしゃべりを楽しみ、手仕事や歌を唄い、体を動かします。一人ひとりの日頃の様子をゆっくり聞きながら、暮らしや健康に問題が起きていないか、皆で気を配ります。閉じこもりがちの方から、要介護5の高齢者、認知症、脳血管障害による身体障害者など参加者は様々です。比較的元気な高齢者はほかのお年寄りを気づかい、近くに住む人同士は、仲間作りをしています。老老介護を終えた家族が参加者になっている方も多くいます。介護を終えた家族の受け入れはとても大切だと考えています。50代から96歳まで野川周辺に住む要援護者とボランティアが毎回50名以上の参加で楽しんでます。

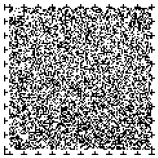
ミニデイサービスからは、たくさんの課題をもらい、活動の幅を広げました。

若年認知症・認知症の介護方法、障害者手当・年金の申請方法、医療との連携、看取りの介護、男性介護者の地域参加、スポットサービス、外出支援、男性料理教室の調理当番、バリアフリーの旅、美容師によるヘアカット、など夢の実現に向けて挑戦しています。

最近では近所のグループホームやケアハウス入居者の参加もあります。ミニデイサービスに参加していた方が入所し、その後も地域との繋がりを施設入所で断絶したくないとの希望から始まりました。施設入所者の中には、すべて処分して入所し、何の希望も無くなったと思っていたけれど、すずの会に出会って生きる張り合いができました、と嬉しい声を聞き、ボランティアが励まされています。近所に住む要援護者とボランティアが垣根を越えたお付き合いの場になっています。また、地域の男性の活躍の場として、年間6回男の料理が振舞われます。普段料理教室で磨いた腕を皆さんにご馳走してくれ、そこからも会話と交流が生まれます。1回に作る食事は70食を超えています。

ボランティアも10歳から84歳まで年齢層は幅広く活躍しています。自分のできることを無理なく続け、役割を持つことは生きがいにつながっています。





バリアフリーの旅

「歩くのが不自由になってしまって、車椅子ではどこも行けなくなった。もう一度富士山が見てみたい」とGさんがポツリと言いました。10年前のことです。皆で箱根に行こう、と計画したのがはじまりです。リフト付バスを手配し、行き先の下見をし、ゆったり行程の安心日帰り旅行です。

行くまでワクワク、帰ってからも楽しく元気になる旅を36回、延べ参加人数は1,799名になります。参加者は毎年増え、平成18年10月の「山梨県葡萄狩り」には90名の参加があり、交流を深めました。

ダイヤモンドクラブ

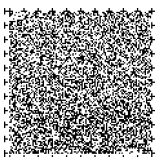
ミニデイサービスも軌道に乗り、付随する活動も順調に利用者、参加者が増えてきていますが、地域を見渡すと、私たちが把握できている住民の数は、一部でしかないことに気がつきました。地域に住む人、一人ひとりが顔の見える関係になるにはどうしたら良いのか、と考え付いたのが「ダイヤモンドクラブ」です。町内会の班単位くらいを中心に、歩いて5～6分のご近所さんが集まりを持ちませんか、と呼びかけました。近所付き合いが希薄になっている都市部で、近所の方が集まるのか心配しながらの始まりでした。

まず、すずの会のメンバー、野川セブンの仲間、地区社協、民生委員、老人会の皆さんに声をかけ、自宅を開放してくれる世話焼きさんを募りました。毎月開催している「野川セブン」のネットワーク会議が効果を発揮し、5人の自宅開放の申し出がありました。

「ダイヤモンドクラブ」の目的は、地域の中で孤立しがちな高齢者、障害者、子育て中のお母さんが気軽にお付き合いができる場作りです。野川には町内会館、公民館、空き店舗、空き教室など、近所単位で集える適当な場所は残念ながらないため、個人宅開放をお願いしてみたのです。無理のない開催をお願いし、小さな集まりのネットワークをつなげ、地域全体の人つなぎのネットワークを目指したのです。

開催要件

- ① 年間4回位、近所単位で集まる
- ② 5人以上の参加があること
- ③ 参加者の中に高齢の一人暮らしの方、要介護認定を受けている方、最近引っ越してきて知り合いがない、障害がある、介護中、子育てが大変など、気になる人が必ず一人入っていること
- ④ 集いの場は、個人宅、集会場などを利用し、ご近所単位で集まる
- ⑤ 日頃の様子を話したり、趣味を始めるなど交流しながら、緩やかなご近所の繋がりを結ぶ
- ⑥ 年1回以上「ダイヤモンドクラブ」の交流会を行う



平成18年12月現在、15箇所で開催中です。新しく開催予定のお宅は3件あり、アメンバー状に広がっています。都市部で近所付き合いは難しいのではと、懸念されましたが、歳を重ね、暮らしに不安を抱えることが多かったことは、都市部でも変わらない人の心でした。井戸端会議のような気軽さと、暖かさは「こんな機会を待っていました。お話をできる機会に参加させてもらって嬉しい。今まで何日も話をしない日があったけど、近所の方とご挨拶ができるようになりましたよ」

「近所の方に困ったときに助け合える付き合いができ心強くなった」など、ご近所の輪が着実に広がり、定着してきました。集まった人は、相性のよいご近所さんを更に見つけ、一緒に会食を楽しんだり、趣味を始めた、ウォーキングや体操、健康づくりに励んだり、次々に新しい形の近所付き合いが生まれています。

認知症で一人暮らしが心配だった方の見守りが必要になったときには、地域包括支援センター、区役所、民生委員にも「ダイヤモンドクラブ」に参加していただき、成年後見制度や権利擁護事業の話聞き、身近な問題として考える機会をご近所で共有できたことは、自分たちの老後を考えるよいきっかけになりました。

ご近所単位の集まりは、防災、子育て支援、認知症予防、介護者支援にも繋がります。世話焼きさんが大変なのは、と考えたのですが、毎月決まって開催しなければならないというルールはないので気軽に開催できています。マンネリ化しないように、時々テーマを持って集まり、男性も参加しやすい工夫もしています。女性には何ととっても、おしゃべりと、皆で会食できることが魅力のようです。

ダイヤモンドクラブは少なくとも、野川地区に30箇所くらいに増えれば、地域の拠点として機能すると考えられます。また、ダイヤモンドクラブをまとめ、地域の状況を常にキャッチすることもすずの会の大きな役割です。

地域の可能性

いま、高齢者、障害者、子育てなど、地域の責任が問われています。地域の一人ひとりが自分の住んでいる町を愛し、人間関係が生まれると暮らしの安心が生まれます。

住民の知恵と工夫を生かした活動は、タイムリー、スピーディー、ローコスト、そして身近な生きがいにつながります。地域で解決できる問題は限りもありますが、関係機関との連携、地域の多彩な人材の繋がりは、地域活動の無限の可能性を秘めています。

すずの会は野川地域で、24,800人の住民が、「ここに住んでいてよかった」と思える地域ネットワーク作りと実践活動を楽しく続けるために、後継者の育成も視野に入れ住民主体の街づくりに果敢に望みたいと考えています。

駒ヶ根市における地域づくりの実践

－「サービスありき」から地域の支え合いへ－

社会福祉法人 駒ヶ根市社会福祉協議会
福祉活動振興係 片桐 美登

1. 取り組み経過と背景

駒ヶ根市は長野県の南部に位置し、人口34,000人、高齢化率22.6%のちいさな市です。駒ヶ根市社会福祉協議会では、平成12年に、介護保険の施行で、制度とは別のところで育っていた「地域福祉」(近隣の支え合い)の後退が危惧されたことと、介護保険の目的である自立支援を実現するための基盤づくりを目的に「地域福祉推進事業」を実施、翌年には介護保険の施行とあわせて、国の指定事業を受け「ふれあいのまちづくり事業」に取り組むこととなりました。このことは、地域福祉活動をイベント型から地域の課題に応える日常生活支援型(地域住民による支え合いづくり)へと大きく方向転換することになりました。

2. 住民主体の「ふれあいのまちづくり事業」の推進

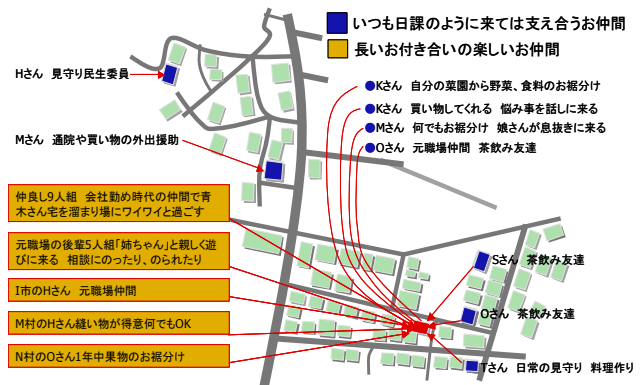
(1) 住民の営みを知るために「支え合いマップ」作り

地域福祉の主体である住民の営みをつぶさに把握するために、地域の人材や、一人暮らし高齢者等のお宅に伺って、住民が日頃どんな近隣づきあいをしているのか、どういうふれあいや助け合いをしているのか等を住宅地図に書き込む、「支え合いマップ」づくりを進めてきました。このマップづくりを通じて、「地域の中には支え合いの担い手が無数に存在すること」、社協ができないことをやっている住民が大勢いること、「つながり」こそ資源であることへの気づきがありました。マップづくりから見てきたことは、地域で暮らす個人の日々の努力の総和が「福祉のまちづくり」ではないか。としたら、まずは住民のそうしたささやかな努力を丁寧に掘り起こし、そこから住民のやり方を抽出し、それに「乗る」か、足りないところを「側面支援する」、あるいはその住民の流儀に沿って新たな「活動を提示」するなりしていけば、もっと自然で住民感覚になじむ、住民

主体のまちづくりができるのではないかと。これまでのように、行政や社協がいろいろな福祉サービスをつくるのとは違う姿が見えてきました。

事例 支え合いマップ

まわりから助け手を巧みに 引き寄せる助けられ上手さん

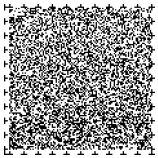


(2) 住民の福祉ニーズの発掘

これらの取り組みと合わせて、専任の相談員を配置し、常設で総合相談・援助活動を「ふれあいよろず相談」として実施してきました。この相談事業を通して住民の困りごとを把握する中で、離婚、財産関係など深刻なものから、「ちょっとした手助け」まで幅広く生活全般にわたる困りごとがあることが分かりました。また、介護保険や従来の福祉サービスに該当しない谷間にいる人への対応とあわせて、地域の担い手の力を活かし、地域の支え合いづくりに繋げることができるようなくみづくりが必要ということで、2002年から「こまちゃん宅福便」事業に着手しました。

3. こまちゃん宅福便(住民参加の生活支援事業)

この事業は、住民が会員となって相互に助け合う有償の生活支援事業



です。高齢者・障害者に限らず、誰もが生活の中で抱えている「困りごと」を、気軽にカバーしあって安心して楽しく暮らしていける「支え合いの地域づくり」を目的としています。「その人が生きていくための丸ごとの支援」をしていくために枠を設けないシステムで、無償では気兼ねしてしまうので、お礼代わりに一応の料金を決め、気軽に「助けて」が言えて、「私で良かったら」「こんなことで良かったら」と力を出し合える関係をつくり、福祉臭くない当たり前のしくみとして、支える人と助けてもらう人を切り分けなくて、ある時は協力会員、ある時は利用者という互換性を大切にして取り組んでいます。

(1) 主な支援内容

・買物、調理、洗濯・縫い物、家屋、電気器具の軽微な修理、代筆、朗読、話し相手、見守り、外出介助（散歩、買物、通院、会議、観劇などの付き添い）など、住民が日常生活上必要とする援助で、利用者と協力者がお互いによしとすることならなんでもよい。

(2) 会員

・市内に住む方なら年齢や家庭環境などに関係なく、誰でも利用できます。（登録料は年1,000円・保険料含）3歳から最高齢98歳まで、多様な人材が登録しています。ヘルパーをしながら、もう一方でヘルパーでは出来ないきめ細かな対応をしたいと考えて協力会員に登録している人も少なからずいます。

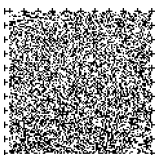
(3) 利用者との関係性

利用者からは、協力者に直接色々なことを頼むことができます。サポートしてくれる協力会員は自分が見込んだ決まった人であることから、口げんかできる程に信頼関係が育っています。

協力会員の選定については、まず利用者の方に聞いてから決めます。家が近い、話が合う、趣味が共通、その他ウマが合うなど、「この人をお願いしたい」という利用者の希望を第一に考え、又はコーディネーターが性格や相性を勘察して引き合わせを行います。地域の支え合いマップがここで威力を発揮します。

利用者が希望する人が、協力会員として登録していない場合は、その人に登録してもらうようにお誘いします。

単なるサービスの提供ではなく、



近隣で支えあうしくみづくりが究極の目的です。人間関係をつくっていくこと及びそのプロセスを重視しているため、社協は「問題が起きない限り当事者同士にお任せする」という姿勢を貫いています。

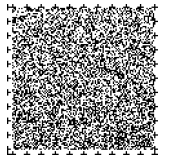
二回目以降は両者にお任せし、直接やり取りをしてもらい、社協は手を引き、報告だけしてもらいます。協力会員も利用者になるなどの互換性も出てきており、福祉とは地域の困りごとをお互いに支えあっていくことなのだとの意識が拡がり始めています。料金等も1時間800円を目安としていますが、仕事の内容や両者の関係によって柔軟に捉えていただきます。利用者は協力者に直接支払い、社協は関わりません。（ときには利用者からいただいた大根が料金代わりにもなります）利用料金を介在させることで、双方向性（循環）を生み出し、お金の後ろに人が見える関係を大切にしています。

支援の目的はお友達づくりであり、支え合い復活のお手伝いです。両者が個人的な関係になって、自由に助け合っていたく、「福祉のお世話になりたくない」という住民の声もあるため、「福祉くささのない宅急便感覚」を意識しています。

(4) マップ作りと宅福便

宅福便では、必ず利用者のお宅にお伺いして近隣の支え合いマップをつくり、援助の担い手として近隣に見込んだ人や人材はいないか、周りの福祉資源は活用できないか、などを検討したうえで支援をしています。社協でのコーディネートは、まず利用者の見込んだ人や近隣の人材を担い手として登録してもらい、支援を依頼する。社協がつなげ屋となり、これがきっかけとなって近隣で勝手に支え合いが始まればしめたものです。

18年12月現在、会員数700名、延利用件数5,100件（平成17年度）で直接の依頼の他にも、行政やケアマネージャー、ヘルパーなどからの相談が増えています。社協の登録ヘルパーも協力会員になってもらうことで、介護保険のサービスと連続しての援助が可能となりました。だれでもなんでも気軽に利用、担い手は地域の住民、当事者主体で福祉くさくない地域の支え合いにつながる方法で、といったやり方が評価され、NHKテレビの「難問解決ご近所の底力」や、「おはよう日本」などで取り上げられ放映されました。



4. 課題

- ・事業主体を地域へ返し（ランチを地区に設置）、小地域での支え合いで解決できる仕組みづくり。（配食はお隣さんのお裾分けで隣人が担い手に、など）
- ・大きな目標として、新しい住民主体の地域協同体づくり。
- ・町内会などの自治組織に入っていない住民、定年後を駒ヶ根で過ごしたいと1ターンで地域に入ってくる世帯も増加しています。地域とのつながりがない住民に対する支え合いのコーディネートは今後どのように行っていくかが課題です。
- ・介護の専門家（ヘルパー・ケアマネージャー・保健医療機関など）との連携、NPOとの連携など更に協働関係を築く必要があります。

5. 展望

制度としての福祉においては、利用者と提供者が明確に分かれてしまっていますが、本来、日常の暮らし助け合いの中では誰もが助ける側、助けられる側になりうる互換性を持ちます。困っている人が欲しているものを「はい、どうぞ」と差し出すだけでは「支え合い」は成り立たないことを認識し、制度としての福祉が持っている弱点を補い、乗り越えるしくみづくり、関係づくりを目指しています。

そのためにも、地区ごとの小さな単位で、支え合いのコアとなるコーディネート能力をもった人材と拠点の発掘を、マップづくりや宅福便の取り組みを通じて進めていきます。

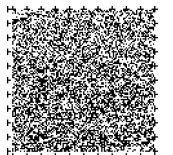
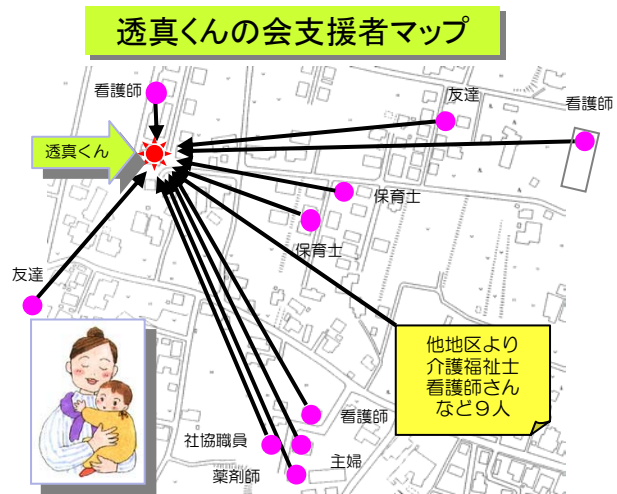
こまちゃん宅福便の支援風景

① 難病を抱えて生まれた透真くんと24時間のケアをするお母さんを支援

看護婦さんや子育て中の人、NPOの人、社協職員、などご近所の若いお母さんたち20名が透真くんとおかあさんをサポートする会をつくる。



② 調理支援の風景



楽しめる力を引き出すアート活動

都立調布養護学校

教諭 石丸 良成

自分の世界を表現する

障害のあるなしに関わらず、万人の一人ひとりが特別で、特別な感性を持っています。ものの見方や感じ方は、障害のハンディーがあっても、全身の感覚器を総動員して人や物や環境を認知し、それぞれの心や記憶の貯蔵庫にたくさん貯えられています。人間は本質的に創造的な欲求を持っているので機会を与えられれば、「自分の世界を表現する」ことができます。

色を与えるイメージの世界は、心を揺さぶり豊かにするものです。目が見えない障害では、色を認知することは困難なことです。ヘレンケラーは、色彩を指先や手の触覚、肌に当たる温度で感じ取りました。花の香りや植物の味、空気に伝わる音の振動、自然、呼吸や温度など、身体感覚や肌で世界や宇宙を感じ取りました。

音が聴こえない障害では、ことばの微妙なニュアンスやイメージが伝わりにくく、情報が観念的になりやすい傾向があります。木は茶色と緑、空は青色と、固定色で風景画など同じ絵柄になりやすい場合があります。瞬間的な残像の描写や形態の分析など、形の組み合わせや視覚的な情報分析が得意でした。河原の石を拾って、ろう学校の小6の児童に自由に描いてもらいました。目を輝かせて、絵柄をデザインしました。自然物の肌合いは、心に語りかけます。

ダウン症や自閉的な傾向など、知的障害のある児童生徒は、ことばや知的な発達の遅れがあります。図式画が描ける生徒では、描画の稚拙さから劣等感を抱き、描く情熱を失った心の状態がありました。「なぐり描き」の生徒は、素材の変化を感じ取り、ダイナミックに身体感覚で描きつくり熱中することで、ハミングしたり言葉が湧き出たりする生徒

がいました。

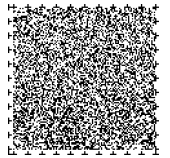
描いたり作ったりすることは、画面に点線面、色や形の位置を決めることであり、物を並べたり組み合わせたり「空間配置」をすることです。「言うに言えない、語るに語れないもの」を表出することです。色や形を意味づける力が育つと言葉も広がります。自閉症である生徒は、視覚認知が言葉の発達より優位で、独自の色や形の認識力やバランス感覚を持っています。

肌で感じる身体感覚を養う活動

自閉症の生徒は、知覚的な刺激に過敏です。刺激を解釈する力や注意焦点機能の働きに障害があり、柔軟に受け止められない状況があります。突然にスキンシップされることが苦手ですが、前置きがあれば触れられても大丈夫です。脳内ホルモンのバランスがよく、調子がよい時には、くすぐられるのも快感で感情の交流ができます。肌で絵の具を感じるフィンガーペインティングが、以外にも大好きで熱中します。素材を肌で感じることは、情動を揺さぶるもので、「身体」の感覚を養うことになります。肌は、露出した脳と言われる程、心をつかさどる脳に最も近いものです。視覚だけではなく、皮膚の感覚で感じる色の刺激は、心を新鮮にし、素材の変化を創り出す行為が、脳を活性化します。

言葉や事物のイメージを立ち上げる

脳の働きは局在しているため、神経に障害がある場合は、言葉を聞いて意味を理解し、判断して行動するまでに時間がかかります。視覚的なものを提示するか。予告して一度伝えて、きっかけをつくり、間を空けた方がスムーズに行動できます。考える間やマカトンや手話など、動作言語の身振



り手振りで、イメージを立ち上げることが大切です。喋るのが上手でも、言葉が概念として形成されていない。物事の解釈や時間と場の構成ができない。行動する力が弱いなど発達に落差があります。造形言語を駆使して「見立てたり見比べたり」「配置する」「デザインする」「探索行為をする」ことは、言葉のイメージや表現力、構成する力を引き出します。

コミュニケーションや想像力を引き出す活動

知的障害や自閉症の障害は、想像力やコミュニケーション、社会性に障害があります。見通す力や周囲の状況を把握できない。相手の感情を認識できない障害があります。学校教育では、集団生活や社会を見据えて社会性の確立を重視し集団のルールを教えることは必要です。しかし、一人ひとり違う個性や感性、発達の落差を見据えなくて、こうあらねばならないという枠や型を作りすぎてしまう傾向があります。幼児の段階から、問題の答えや社会性が先にあって、型や枠からはみ出ることを許さない教育があります。身体で覚えることもありますが、嫌だったり、苦痛を伴ったことは、情動脳に不快なものとしてマイナスの記憶になります。「あ、できた」という自己実現や、やり遂げた達成感がプラス思考の記憶に残ります。スポーツやゲーム、生活習慣も、最初から決まりごとやルールがあったのではなく、必要に応じてつくられたものです。スポーツや創作活動で、誰でも楽しめるためには、原理を創り出す創造的な視点が求められます。一人一人の個性を受け止め、自己実現を支援する。コミュニケーションや想像力を養う活動が、問題行動を軽減することになります。

福祉作業所に入所したり企業に就職したりすると、規則的な生活の繰り返しの作業でコミュニケーション不足になります。記憶を辿って判断したり、決まり事を思い出したり想像力を働かせることは、生活の基盤です。次の工程や手順のつながりを考える。マニュアルがない仕事をどう解決していくか。想像力は、関係やつながりをイメージする能力です。人間関係を円満にやっていくことや、折り合いをつけ楽しく仕事ができることが、家庭や作業所、職場で求められています。ルールや決まり事、社会的な常識を知るためには、言葉

の理解力だけでなく、「これから、どうなるか」想像力を働かせなければ身に付きません。楽しめる力は、人と人のつながりや物事の間接性を創り出す力です。美術は、自分のやり方でやっていい、自分らしい表現が出るほどいいです。また、それを認めてあげることが自己肯定感に繋がります。

福祉作業所での創作活動

知的障害者更生施設の「すずかけの家」で、陶芸や染め、版画や色紙の構成の創作活動を支援しました。日常の仕事は、古紙の回収や牛乳パックの葉書きづくり、飴の袋詰めです。発達や起用さ不器用さを超えて、自分のイメージを実現しようと意欲的に制作する姿がありました。自分で決まりごとや様式をつくり、色と形をデザインできたことに意外な驚きがありました。

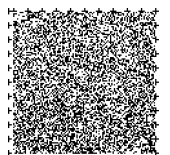


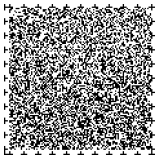
のり染めの自由なデザイン



糠糊で絵をなぞる

のり染めは、生地の上で白地や色分けの区切りをつくるために（モチ粉＋ヌカ＝4：6＋塩＋水）の糠糊を作ります。糊をボンドや調味料入れなどプラスチック容器に糠糊を入れて筒引きします。布をパネル





や段ボール板に貼りつけ、画面に糊を絞り出します。直に糠糊で筒引きしても良いし、染料ペンや油性マジックで下絵を描いてなぞります。また、筆で描いたり、型紙や野菜などスタンプしたりします。糠糊が乾いたら、ポスターカラーを大豆の絞り生汁で解いて布に付着させました。汁が乾いたら水につけて糊をおとし洗濯します。手が染まらない、飲んでも心配がない自然の素材です。

リノリウム版画は、赤黄青白の水性インクをパレットに並べて、自由に混ぜ合わせて色づくりをします。色面の滑りを感じて割り箸で勢いよく引っかいたりローラーやスポンジ筆で描いたりします。遊び感覚で、リズムカルに点を描いたり線をつなげたり、表現の細かな動きの跡まで和紙に写し取れます。字を書いて刷ると反転します。スチレン版画は、スチレンボードで版を作ります。油性マジックで描いて表面が溶けて穴が開いた人もいます。ニードルで柔らかい感触を調べてザクザクバリバリと音をたて、穴を開けたり刻んだりしました。

紙の構成では、ハサミなどを使って自由に色紙や包装紙を切り、ホッチキスで止めます。好きな形をつくり組み合わせ、色の配色や配置を試して、調和を楽しみ台紙に貼りました。

美術館でのワークショップ

「ジョイフル・アート」という名前で、2001から2004年まで、東京都国立市の個人美術館で、美

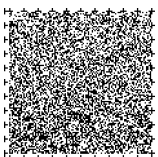
術作品展とワークショップを行いました。展示では、スウェーデンの芸術工房「イヌティ」、現代美術作家、養護学校と福祉作業所、精神病患者との交流展を行いました。ワークショップの「光で遊ぶ」では、OHPシートにペンで描いたりカラーフィルムを貼ったり、影絵をしたり映像を創作しました。「ブラックライトの光の表現」では、蛍光塗料を塗った紙を組み合わせて形をつくり、段ボールハウスに貼り構成しました。「創造たまご」では、卵の大きさの粘土を使ってオブジェをつくりました。「音の響きで描く」では、描くことに抵抗なく遊び感覚で行えるように、音の刺激に焦点を当てました。鉄板やアルミ板の下にゴムを敷き、ゴムのマレットに布をまいて絵の具を付けて音を響かせて描きました。「わくわく版画」では、自由に描いて刷りました。「つなげる」では、絵はがきを切って形をつくり、色をつけてひもにつるしました。網の布に毛糸を縫いつけ、自由に絵柄をデザインして「縫いとり絵」をしました。「街のペープサート」では、紙で人や乗り物や建物をつくり、台面に構成しました。障害のある人もない人も、子どもから大人、幼児から老人まで、共に創造性を発揮する時間と空間を共有できるすばらしい経験をしました。創作活動を共に楽しむことができるのは、枠や型に縛られず、自由なアイデアやデザインをいかすクリエイティブな活動だからです。クリエイティブ・アーツの輪が広がっています。「自分の世界を表現する」試みが、日本で広がることを熱望します。

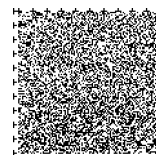


OHP 光の映像



色紙の構成





第21回 障害者による書道・写真全国コンテスト結果発表

「障害者による書道・写真全国コンテスト」は、障害者の完全参加と平等をスローガンとした1981年の国際障害者年を記念して、1984年に東京（新宿区戸山町）に設置された全国身体障害者総合福祉センター（戸山サンライズ）が主催するもので、障害をもつ方々の文化・芸術活動の促進と技術の向上、またそれらの活動を通じた積極的な自己実現と社会参加の促進を目的に1986年から行っております。

昨年度の第20回記念大会には、多方面より多大なるご支援をいただき誠にありがとうございました。

今年度は21回目という新たなスタートを機に、写真の部に「ポートレートの部」を新設いたしました。全国からの作品の応募数は、書道の部845点、写真の部256点（うちポートレートの部69点）、合計1101点を数え、過去最多の応募をいただきました。作品を展覧していただいた皆様にこの場を借りて深く御礼申し上げます。

それだけに、入賞を決定する審査会は非常に激戦となりました。そのような中から、審査員の先生方の目に留まる素晴らしい作品を制作されました入賞者の皆様のお力には心より敬意を表します。

入賞作品につきましては、平成19年2月28日まで当センターで、平成19年3月12日から18日までは福岡市市民福祉プラザでの展示（昨年と今年の写真の部受賞作品のみ）を行ないます。皆様のご来場を心よりお待ちしております。

最後になりましたが、本コンテストの開催にあたり、ご支援、ご協力を賜りました皆様に厚く感謝申し上げます。

書道の部

【金賞】

県名等	氏名	題名
岩手県	杉澤 心	こころ
群馬県	星河 満彦	李白、春夜宴桃李園序
富山県	松川 富美	燃（草書）
岡山県	徳田智恵子	桜散る
徳島県	田村耕一郎	美人董氏墓誌銘、進俣儼英雄聲
佐賀県	長野美津子	石川洋の詩
大分県	酒井 理江	川
静岡県	柿沼 星	「星」
広島市	桑本 曜三	道
広島市	布村 宗一	彼岸の中日

【銀賞】

県名等	氏名	題名
北海道	佐東 宗春	愛（あい）
青森県	風穴常太郎	夜坐聴秋風
青森県	佐藤美貴男	書（九成宮醜泉銘）
青森県	澤田 良子	硬筆
福島県	本田 正智	點溪寒辭
福島県	橋本 佳奈	空
埼玉県	麻河由美子	「村」
岐阜県	犬飼優太郎	虫
奈良県	中西 雅則	光
広島県	服部 清人	名言古今無し（優れた言葉は古と今の区別なく名言だ）
佐賀県	福井 和代	寸松庵色紙臨書
長崎県	永磯 利彦	かな部 百人一首
宮崎県	金子 昭浩	松雲
沖縄県	津波古紀子	タイトルなし
さいたま市	石山 倉子	海辺に住む人

【銅賞】

県名等	氏名	題名
北海道	穴生 勇	タイトルなし
青森県	秋山登久子	書
岩手県	金今 英美	大地
茨城県	長嶋 正明	いし
群馬県	高橋 良之	おひさま
埼玉県	亀山 昭子	王帝十門
埼玉県	田篠恵美子	行雲流水
埼玉県	岡田かおり	「走」
埼玉県	藤田 恵理	鯨
千葉県	根本 慶子	同気連枝
三重県	松田 晶次	桂香添酒味
滋賀県	河原崎未識	楷書「竜」
奈良県	岡本 航平	元氣
奈良県	中井久里奈	草原
奈良県	西山 智美	水玉
和歌山県	永井 良美	山
島根県	朝日山陽子	冷暖我自量
熊本県	中村 博	美意丁寧
宮崎県	長友喜美子	わかれ
宮崎県	山下 春子	雲
宮崎県	星衛 和樹	平和
宮崎県	餅原 美咲	うみ
さいたま市	新妻 広子	「心」
大阪市	杉本美代子	萬壑風聲
広島市	五石 秋歩	飛（とぶ）

写真の部

【金賞】

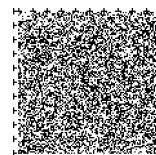
県名等	氏名	題名
岩手県	菊池 亨	サングラス
群馬県	青地 勝三	笑顔
岐阜県	臼井 隆雄	翔
三重県	黒井 弘紀	獅子と真珠
山口県	大上 稔	クリアー
山口県	小林 哲也	夕日の中の私
佐賀県	吉富 清美	ど根性
長崎県	片岡 友衛	山鹿千人踊り
広島市	上園 義輝	戯れ（たわむれ）
広島市	橋本 高明	恋の季節

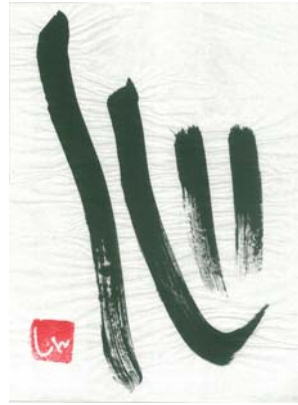
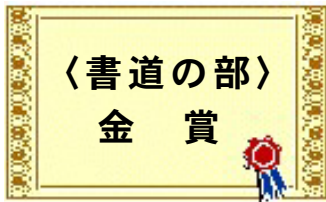
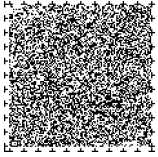
【銀賞】

県名等	氏名	題名
北海道	庄司 涉	浜頓別クッチャロ湖畔 夕日の白馬
北海道	加藤 博	桜林坊の美女達
青森県	能登谷正光	岩木山と大輪の花
石川県	矢倉 一成	乱舞（らんぶ）
広島県	向井 昌彦	早乙女一人
広島県	鍵本 美保	「てんぐるま」「てんぐるま」
宮崎県	餅原 美咲	つるこばあ
広島市	清水 洋彦	いざ出陣
広島市	岡田 豊	瀬戸のいかなご漁
福岡市	緒方 慶三	早春（福寿草）

【銅賞】

県名等	氏名	題名
北海道	陸 信之	溪流と紅葉のアーチ
北海道	荒川 一	幻に終わったコンクリートアーチ
青森県	吉崎 カチ	まごでーす
岩手県	菊池 政男	夜の窓
岩手県	森田 隆	M子さん
宮城県	遠藤 健治	物思い
群馬県	春山三喜雄	バラ
千葉県	秋好 信幸	今は無き新木の森
奈良県	上田 和子	ピンクの風
島根県	永瀬 雅一	水上の舞
広島県	柴原 良三	大山
広島県	堀 宏子	もうひとつのひまわり畑
徳島県	助国 宗男	桜とお寺の大屋根
宮崎県	興梠 信弘	秋のやすらぎ
宮崎県	古谷 宮子	初春の思い出
仙台市	大沼 修	霧の風景
仙台市	齊藤 純子	あついよ～
広島市	藤得 俊三	火ぶたを切る
広島市	仲野 容吉	晴れ舞台
広島市	岩見 忠義	春





「こころ」

岩手県 杉澤 心
流れる水に似た柔らかな線は生き生きとした脈動を感じさせる象徴性が見事です。



「彼岸の中日」

広島市 布村 宗一 精神障害
筆理の合致した余裕ある筆の運びがすっきりとした斉整美をもたらしている。



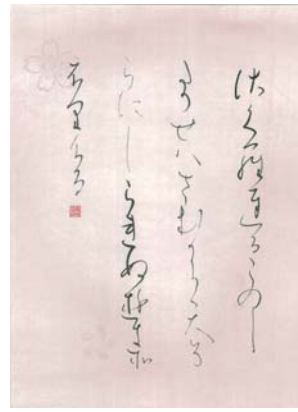
「李白、春夜宴桃李園序」

群馬県 星河 満彦 内部障害
硬筆でこれ程筆意を出す為には、どの様な努力をされたかと頭が下がる。毛筆でもなかなかこうは書けない。



「道」

広島市 桑本 曜三
ゆったりとした呼吸の長さに悠久の息吹を感じます。この道はどこに通ずるのだろうか？



「桜散る」

岡山県 徳田智恵子 肢体不自由
仮名の持つ流麗さと雅美を余す所なく表現した佳作。筆の特性を良く引き出している。



「川」

大分県 酒井 理江
しっかりと筆管が立ち、空間での呼吸が秀れている。大きな川が心にあるのでしょう。



「星」

静岡県 柿沼 星 知的障害
すうっと夜空に消えて行く彗星のようなイメージを十分窺わせる象徴性の高い作です。



「燃(草書)」

富山県 松川 富美 肢体不自由
筆のバネを上手に利用した動きは高い技量を感じさせる。澄明な奥行きある作ですね。



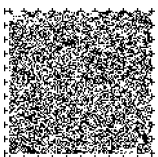
「石川洋の詩」

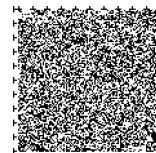
佐賀県 長野美津子 肢体不自由
現代文は自分の心を素直に表現できる点、楽しいものがある。内なる声を表現した作者の意図が直接伝わる。



「美人董氏墓誌銘、進俣儻英雄聲」

徳島県 田村耕一郎
随時代の細楷を緊張感に富んだ筆致で表現しており北碑の峻厳さをよく出している。





〈写真の部〉
金賞



「サングラス」

岩手県 菊池 亨 肢体不自由
仲間のサングラスをかけた少年のさりげないポートレートです。明るく、親しみの湧くポートレートはなかなか写せないものですが、成功しています。場所の選択がいいので人物が浮か出ています。



「翔」

岐阜県 臼井 隆雄 肢体不自由
雄が羽ばたきながら立ち上がるのは、春先の求愛行動でよく見られる光景です。鶯の雄の素敵なかたちが捉えられていて綺麗な写真です。



「夕陽の中の私」

山口県 小林 哲也 肢体不自由
「鳥をいれるのもよいか」と軽くおっしゃっていますが、1,000ミリクラスの望遠レンズを使い、止まった鳥と沈む太陽を入れる超人的な努力に敬意を表します。



「笑顔」

群馬県 青地 勝三 肢体不自由・内部障害
仲間内の親しい人のポートレートで、その笑顔の中に写した人との親しい間柄が浮かんできます。後ろの花も一緒に微笑んでいます。



「クリアー」

山口県 大上 稔 内部障害
前回もこのカメラで入賞されたと記憶しています。技術的努力で、スポーツマンの姿を見事にキャッチされています。



「獅子と真珠」

三重県 黒井 弘紀 内部障害
とても楽しい写真です。本当に世の中にはこんな場所があるのですね。岩の面白さに夕日を合わせた発想の面白さに脱帽です。この時間にその場所に出かけて写した努力は素晴らしいと思います。



「ど根性」

佐賀県 吉富 清美 内部障害
よくもまあ、こんなものに山の中で巡り合わせたものです。写真は発見と驚きだとよくいわれますが、ぼんやり歩いても見出せないものですから、余程鋭い眼光の持ち主とお見受けいたしました。



「山鹿千人踊り」

長崎県 片岡 友衛 聴覚障害
黒い影の中に後姿の娘さんの腰の団扇も素敵ですが、左奥の灯籠が全体の雰囲気盛り上げています。後姿がよかった。



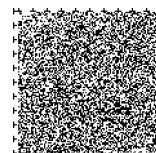
「戯れ(たわむれ)」

広島市 上園 義輝 肢体不自由
動物園が、そして、動物が大好きという気持ちがあふれています。シャッターチャンス、シャッター速度の的確な設定、無駄の無いフレーミング、三拍子揃って素敵なお写真です。



「恋の季節」

広島市 橋本 高明
有明海、佐賀の「がた」の名物、ムツゴロウ。くるっと飛び出した目玉も愛嬌がありますが、恋の季節の求愛のダンスは見ていて楽しいものです。シャッター速度設定も的確です。



審査総評

(書道の部)

今年度の出品数は昨年第20回記念コンテストより一層増加の傾向を見せて845点となりました。この障害者によるコンテストが全国で頑張る障害者の皆さんの賛意を得て来た証拠かと思われま

す。特に近年著しい出品数の増加には養護学校単位での出品があります。書を通して心的緊張の緩和などの効果等を測る一助としての位置の確立があるようです。現場で教育に当たる先生方の熱意がよく出て来た感があります。

今年の各障害者別作品を見て感じた事は年々力作が増加していることでした。一部には制作風景の写真が添えられており重度の障害に負けないで真摯に作品制作をする姿に感動を覚えました。高度な作はやはり永年の訓練を経た年配の人が多いかと思います。

受賞作は技量的に高度なだけで無く、感動を覚える作を中心に選出しました。知的障害者の出品作は健常者と大差を感じません。これは現場に携わる人々の熱意を感じました。が一方奔放性が乏しく無垢な心の動きの見える作が少なかったと思います。

一本の線に「生气」を感じる事は障害者、健常者を問わず喜びとする所です。一層楽しく頑張りたいと思います。

渡部 會山 (創玄書道会審査会員、毎日書道展審査会員)

審査員一覧 (敬称略)

金田 一郎 (財団法人日本障害者リハビリテーション協会会長)

吉田 秀博 (全国身体障害者総合福祉センター館長)

高岩 震 (フリーカメラマン)

渡部 會山 (創玄書道会審査会員、毎日書道展審査会員)

(写真の部)

今、金銀銅の3グループを見返してみると、どれも素敵で等級をつけたことが間違っていなかったかと自問自答しています。

それほど、皆さんの写真は心がこもっています。

さて、今回からポートレート部門が新設されました。そのことについて申し述べます。

写真はすべて写す対象に対する興味、愛情から出発すると思います。ポートレートも同様です。今回応募された作品には、周りの友人、同僚を写されたものが沢山ありました。

いつも近くに居て気心も知れていて「写すよ」といえば気楽に応えてくれる友達は、ポートレートには最高の相手ではあります。

しかし、友達を気楽に写したものの入選は応募数に比べて低い割合でした。相手を理解し、親しみを持っていることは写真の必要な出発点です。でも、それは、出発点でしかないのです。

カメラを向け、シャッターを押せば、ストロボがパツと光って、ちゃんと写ります。でも、それだけのもので、作品とは言えないのです。

花を求め、夕日を求め、動物と対話し、祭りに出かけ、皆さん、多くの努力をつぎ込んで作品を作られています。ただぶらっと歩いて、その辺りの山を写しても「山の写真」にはならないことを皆さん承知だからこそ、努力されているわけです。

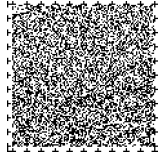
一見気楽にパチリと写せるポートレートでも実は同じ努力が必要なのです。

例えばAさんとします。彼を本気で写すのなら、彼の表情、動作、性格などをよくよく観察して、彼が一番「彼らしい時」を見つける必要があります。そして、それを表す光の具合、背景、そして、彼が彼らしい瞬間の表情を掴んで写さなければいいポートレートは写せないのだと思ってください。

これは「気楽に友達をパチリ」と言う安易な考えについて、それだけでは作品にならないと申し上げたので、仲の良い友達をどんどん写していい作品を作って欲しいと願っている上での言葉です。

蛇足になりますが、出来る限りストロボはお止め下さい。人が生活している場所はその場所特有の光の条件があります。その光で捉えてこそ、その人の「生活感」があるポートレートが写せます。ストロボはその光を殺してしまうだけでなく、生活の場である背景は暗く沈んでよく見えなくなってきました。生活の場に力強く支えられたポートレートが人の心を打つものです。それは人と世界にたいする「愛」でもあります。

高岩 震 (フリーカメラマン)



社会保険 Q&A

(問) 50歳後半の年齢ともなり、老後の生活のことなどを考えるようになりました。自営業といっても妻と二人でしていることですので、先行き心配なことばかりです。

将来の年金よりも個人で蓄えている方がよいという隣人がいます。サラリーマンをしたこともないので、国民年金に頼るほかないのですが、どうでしょうか。

(答) 学校を卒業されて今日まで、この間、商売上のいろいろな出来事があったかと思います。老後までの長期間には、予測できないことがいろいろ生じてくるものです。国民年金などの公的年金といわれているものは、だれにとってもやがて必ず訪れてくる老後の生活保障の不確定な要因を解消してくれる第一の方法です。

○長い老後の生活

今、我が国は、世界で最も長寿国となっていることは御承知のとおりです。国民年金の老齢基礎年金受給開始年齢である65歳時の平均余命（平成17年）をみますと、男性が18.11年、女性が23.16年となっています。このように長生きできるということは誠に喜ばしいことです。しかし、自分はどうかとなると、老後に自分がどれくらい生きることができるか、だれもが、あらかじめ、分かるというものではありません。また、長生きも健康で収入が得られてこそ安心な老後になるというものです。

また、このように長い老後の生活保障を自分の子どもに頼るだけというのでは万全とはいえません。早くから老後の生活資金として貯蓄などで備えることも大切です。しかし、将来、社会経済がどうなっているのか、そのためには、どのくらいの備えをすればよいのかは、だれも分かりません。

○社会全体で支える国民年金

このような老後を個人の力だけで維持しようとするのではなく、社会全体で支えていこうとする仕組みが国民年金などの公的年金制度なのです。国民年金は、老後の生活のための老齢年金だけで

はなく、病気やけがで障害が残り、働いて収入を得ることができなくなったときの障害年金や一家の収入を得ておられる夫が万一亡くなられたときの遺族年金（18歳又は障害のある20歳未満の子どもがいる場合）などの保障もあります。

○高齢者世帯の所得は公的年金

厚生労働省の国民生活基礎調査によれば、平成16年の高齢者世帯の年間所得は296万1千円で、そのうち「公的年金・恩給」が206万円、「仕送り等」が12万4千円となっており、「公的年金・恩給」が所得の約7割を占めています。

また、公的年金・恩給を受給している高齢者世帯の中で、「公的年金・恩給の総所得に占める割合が100%の世帯」（いいかえれば、公的年金・恩給のみの所得しかない世帯）が62.6%となっており、高齢者の生活を担う公的年金の役割はますます高まっているということです。

老後の「安心」はもとより、障害や遺族になって収入が無くなることの不安を払拭して、安心の生活を送るためにも国民年金に加入し、保険料を納付していくことが大切です。

○国民年金の独自給付

自営業者等国民年金の第1号被保険者を対象として、付加年金、寡婦年金、死亡一時金があります。

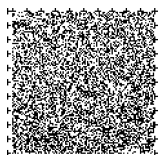
このうち、付加年金は、付加保険料（月額400円）納付済期間のある人が、老齢基礎年金の受給権を得たときに、200円×付加保険料納付済期間の月数で計算した額の年金額が支給されるものです。

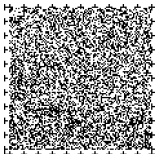
○国民年金基金

上のほか、第1号被保険者がゆとりのある老後を過ごせるように、老齢基礎年金に上乘せの年金を支給する国民年金基金もあります。

これらの制度については、市区町村の窓口でお尋ね下さい。

(回答：社会保険労務士
高橋 利夫)





長野県障害者福祉センターにおける、 障害者への「地域スポーツ支援」の取り組み

～「地域スポーツ支援リーダー」と「地域スポーツ支援センター」～



長野県障害者福祉センター

スポーツ課長

関口 一道

地域スポーツ支援担当

太田 澄人

1. はじめに

長野県は日本の屋根と呼ばれ、周囲を3,000m前後の高山が囲み、県内に諸山岳が重なりあっており（北アルプス・中央アルプス・南アルプス・飛騨山脈・木曾山脈・赤石山脈）、全国で4番目に広い面積をもつ県です。

生活エリアは、山々の間にある盆地（平や谷）に集中し、長野市（北信）・松本市（中信）・上田市（東信）・飯田市（南信）・佐久市（東信）の5市が10万人を超える東西南北各地の主要都市となっています。また、これらの都市を結ぶように谷間があり、昔の宿場町の趣を残すなか広い地域で人々が生活しています。

年々、道路や新幹線など県内各地を結ぶ交通網が発達してきてはいますが、北信に位置する長野市から南信に位置する飯田市までは、車で3時間以上、電車で5時間以上かかり、移動だけでも相当な時間を必要とするのが長野県の特徴ともいえます。

このような特性をもつなかで、平成10年4月長野市に「長野県障害者福祉センター（愛称）サンアップル」は開設しました。

2. 長野県障害者福祉センターサンアップルと利用状況

長野県障害者福祉センター（以下サンアップル）は、北信の長野市に位置します。平成10年に開設し、今年で9年目を迎えます。また、南信地域障害者から要望があり平成15年8月に駒ヶ根市にある県看護大学のプールを借用し「障害者水泳支援センター駒ヶ根」が開設しました（現在は、「障害者スポーツ支援センター駒ヶ根」）。この両センターを合わせた、これまでの延べ障害者利用者数は43万人に達し、介助者・健常者を合わせて110万人となりました。

サンアップルの利用登録者（障害者）は約7,000人で、県内の手帳保持

者の4.8%にあたり、利用している障害者はまだまだ少数であると言えます。

3. 長野県における障害者スポーツの地域支援の必要性と試み

長野県の県民性や地域性は、各地域それぞれに生活・文化・経済圏を形成しているとよくとりあげられます。このことは現在も多くの障害者・高齢者が生まれ育った各地域で生活をしていることを推測させます。そのため、サンアップルという施設に迎えての活動だけでなく、障害者が暮らす地域での支援活動が必要とされているといえます。

前述のとおり、移動にも相当の時間を要する地理条件であるため、障害者をサンアップルへ迎えての活動となると、長野市近隣では可能なのですが、山を越えた遠隔地の障害者の支援は難しく、充実しているとはまだまだ言えません。

そのため、遠方の地域にどのような支援をする事が可能なのか？サンアップルでの「地域への支援方法」を実例とともに考えてみます。

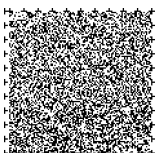
(1) 「館外事業」

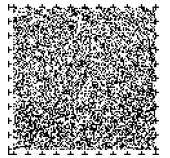
県内障害者のスポーツ・運動の底辺拡大や継続的に支援活動が実施されることを目指し、サンアップルをベースにした各種スポーツ教室やスポーツ大会を、県内各地で「館外事業」として実施しています。この事業は、サンアップルから毎回職員が出向く体制で実施しています。

(2) 「障害者施設職員スポーツ支援研修会」

障害者施設に従事する職員の方が障害を持たれた方により良い運動支援（身体活動）ができるよう、「障害者施設職員スポーツ支援研修会」を年2回開催し支援体制の強化を図っております。

上記の2つは、各施設の参加者から一定の評価は得ているものの、当センターより遠隔地からの要望が高い指導員派遣やスポーツ出張教室などの





「館外事業」は、やはり移動に時間がかかり、そのニーズに応じた実施ができず、地域での継続的な活動が難しいという課題があります。

そこで、このような状況を打破し、地域に密着・継続したスポーツ支援として、『地域スポーツ支援リーダー養成研修会』を開催することとしました。また、遠方地域の支援拠点となるべくサンアップルのサテライト施設として『障害者スポーツ支援センター』の設置をはじめていきます。これらについて次に説明します。

4. 「サンアップル地域スポーツ支援リーダー」養成と履修課程

この養成研修会は「人」づくり研修と位置づけても過言ではありません。各地域の意欲ある障害者スポーツの指導経験者を対象とし、更なる「質の向上」を目指して人材を育成し、在籍するその地域で継続支援できる体制づくりを目的としています。

ということは、実際に生活地域で障害者の運動支援とスポーツ相談業務に携わることが可能なリーダーを育成していかなくてはなりません。

地域に活動基盤をもつ者で、サンアップルや活動する地域と考え方、技術、課題などを互いに共有しあえる「人」づくりが、この「サンアップル地域スポーツ支援リーダー (Sunapple Adaptive Sports Instructor/以下 SASI)」には必要と考えます。

以下が SASI の養成研修内容です。

(1) 研修対象者の条件

ア) 障害者へのスポーツ指導・支援の経験者で、下記のいずれかの資格取得者

- *理学療法士 *作業療法士 *健康運動指導士
- *スイミングインストラクター *レクリエーションインストラクター *保健師・看護師
- *障害者スポーツ指導員

イ) 水泳 (4泳法) がある程度可能な者

ウ) 研修受講後長野県障害者福祉センター (サンアップル) 事業に協力できる者

エ) SASI 卒業者の推薦もしくは、サンアップルおよび障害者スポーツ支援センターが推薦する者

※北信・東信・中信・南信の4地域のバランスを考慮する。

(2) 研修内容

(「水中運動」「スポーツレクリエーション」を習得の主な種目とする。)

ア) スポーツ指導における基本的事項

- ◇スポーツと身体の仕組みについての理解

◇障害者の動きの支援方法

◇運動と健康管理 (トレーニングと生理学的効果)

◇スポーツ指導上の留意 (身体・知的・精神)

◇指導・支援現場の企画・運営方法 (教室)

◇リスクマネジメント (安全管理、ケガの予防、ケア、応急処置、保険)

イ) 基本実技と障害にあわせたスポーツの実践

◇心肺蘇生法の再確認と現場での対応

◇プール活動 (障害に応じた入退水の方法・基礎的な水中歩行

水中エクササイズ (障害に応じた泳法<水圧・抵抗・浮力>の理解)

◇運動方法の工夫と実践

◇各障害を理解した上でのW-upとC-down (ストレッチと体操)

◇ニュースポーツ5種類以上のルール理解と支援

◇各障害に応じたレクリエーションの企画・運営

◇異なった障害者への運動財の工夫 (団体支援方法)

ウ) 現場指導・支援

◇指導員とともに館外教室での内容企画・指導

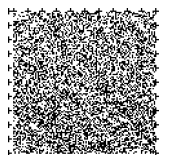
(対象者に合わせた企画・指導の実践、説明の仕方、声のかけ方、職員との連携 etc)

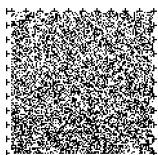
(3) 研修カリキュラム

下記のスケジュール表を基本に受講者は3年間3期 (1年間6日間を受講する)

	午前 (講義) 4時間	午後 (実技) 4時間
1日目	障害者とは	スポーツと身体の仕組み (講義)
2日目	スポーツと身体の仕組み (実技)	水中運動 (蘇生法・泳法を含む)
3日目	障害者のレクリエーション (講義)	レクリエーションを考える (実技)
4日目	実践活動 (3日間)	館外事業3回 (水泳教室2回スポーツ移動教室1回) を担当し実践発表の場とする。 (但し、日程については研修者の希望日とする。)
5日目		
6日目		

※ 各期に、研修参加者の習熟度を図る為、学科及び実技試験の中で SASI としての適正を判断します。





(4) 認定

上記研修会を3年間（3期）受講し、各期に行なわれる学科試験及び実践活動の評価の結果、適格者と判断した者を「サンアップル地域スポーツ支援リーダー（SASI）」として認定し、登録されます。



支援リーダー養成研修会実技（障害に合わせた工夫）

(5) 認定後の活動

認定者は、SASI として、『センター事業の委託』、『地域での障害者を含めたスポーツ支援活動』等の活動をしてもらいます。

・SASI 活動内容

a. センター事業の委託

スポーツ移動教室、スポーツ出張教室、館外定期教室、団体からの依頼、

センター主催イベントの運営スタッフ（リーダー）、研修会講師など

※委託期間は1年

b. サンアップルと連携した地域活動

スポーツクラブ育成、障害者施設・団体への継続支援、地域でのサポーター支援

障害に応じたスポーツの相談・紹介など

c. その他

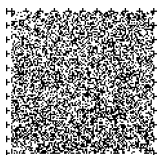
サンアップル主催研修会への無料参加、事業委託の際の謝金支出、

Tシャツ（ポロシャツ）支給、スポーツ指導者保険に加入。

(6) 現在

平成16年度に SASI 第1期生10人が誕生しました。センター事業委託を中心に、センター職員と一緒にすることもあれば、連絡・相談をしながら地域での活動を行っています。

現在、第1期生から推薦された第2期生が研修中です。今後、SASI とサンアップル間の意思疎通を深めていくとともに、東西南北各地域で SASI 同士の「人」のネットワークが作れるよう進めています。



5. 障害者スポーツ支援センターの設置

SASI 養成開始の翌年、南信地域の障害者より第2のサンアップル設置の要望から、「障害者水泳支援センター駒ヶ根」が開設されました。

前述したように、それまではサンアップル近郊の障害者にとっては日常のスポーツ・運動活動が展開されてきましたが、県の中央（松本）南（飯田）などの遠隔地にはその展開は少ないのが現状でした。この要望に答える県の動きもあり、平成15年8月に南信の駒ヶ根市（人口約33,000人）にあります長野県看護大学プールを借用しプールの支援活動として職員4名（正規指導員2 臨任指導員1 非常勤看護師1）を配置し「障害者水泳支援センター駒ヶ根」として活動を始めました。現在では土・日の体育館を利用しバドミントンや卓球、子供広場などとして支援しています。センターの名称を「障害者スポーツ支援センター（愛称）サンスポーツ駒ヶ根」（以下サンスポーツ駒ヶ根）と変更しています。

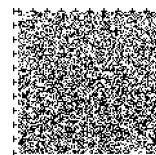
平成17年度は、定期教室を11種目述べ95回（障害者767人参加）、大会は3大会（障害者163人参加）、出張教室は9施設述べ24回（障害者309人の参加）、移動教室は8回（障害者334人の参加）となりました。（※出張教室とは、同一施設へ3回～5回の継続支援。※移動教室とは、一施設一回2時間以内の単発支援。）

このことから、サンスポーツ駒ヶ根地域の参加者は多く、その期待が大きい（おおきい）ことが伺えます。

サンスポーツ駒ヶ根の3年間の実績から館内事業もさることながら指導員派遣事業のニーズが非常に高い事と地域での研修会を望む声が多い事が再確認できました。「南信からはサンアップルまで車移動で2時間以上、研修が3時間の1日研修になってしまう。地域開催なら経費的にも時間的にも非常にメリットが大きい」サンスポーツ駒ヶ根は、このような地域の方の要望に答えています。

サンスポーツ駒ヶ根の実績と中信地域の要望に答えるため、平成18年11月1日には長野県のほぼ中央に位置する松本市に「障害者スポーツ支援センター松本」を市・社会福祉協議会との協力のもと開設しました。愛称を「サンスポーツまつもと」（以下サンスポーツまつもと）とし職員体制は当面2名で行います（正規指導員1、支援リーダー1）。

このサンスポーツまつもとは、これまでのサンアップルやサンスポーツ駒ヶ根と異なり独自の体育施設を持ちません。障害者団体・施設の希望・要望に合せ皆様の地域に出向き、各地域の体育施



設や用具など地域の資源を活用し、スポーツ教室や団体への支援を行なっていきます。このとき地域活動を支える人とのつながりとして、支援リーダーが生きてきます。また、各地域で障害者スポーツに携わるスポーツ指導員やフリーインストラクターの方たちの支援をサポートする役割もセンターにはあります。

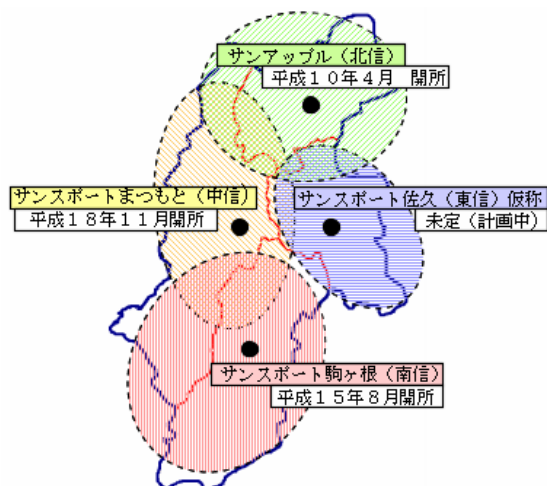


図1 長野県におけるスポーツ支援センターと支援するエリア

今後、「スポーツ大会の開催」「地域の指導者やボランティアに向けた研修会」の開催を予定し、地域で活動する障害者スポーツ指導者や地域ボランティアの方々と協働し、「障害を持つ方へ」のスポーツを幅広く支援していきたいと考えています。

6. 地域における障害者スポーツ指導員・スポーツボランティアの活用

私たちセンターのスポーツ指導員だけでは支援に限りががあります。地域社会での協力が最も必要不可欠だと考えます。

これまでに話をしてきた、サンアップルと地域支援の構造を以下に整理してみます。(図2参照)

支援リーダー養成研修会において、4地域における拠点リーダーを育成し、この方々に地域の中でイニシアティブをとっていただいております。

図2における地域指導者とは支援リーダーの2期生にあたる方で、1期生の推薦を受けリーダー研修を受講している者です。

サンアップルおよび各支援センターに地域の団体や施設から支援依頼が来ます。その依頼情報をサンアップルが中心となり各センターに振り分け、各センターが地域支援リーダー登録者とともに、地域指導者およびスポーツボランティア、指導者協議会が養成した障害者スポーツ指導者との調整を行ない地域活動しています。

サンアップルの養成する支援リーダー及びスポーツボランティアと指導者協議会が養成する指

導員、それぞれが共に活動し各地域の障害者の運動支援を行なっています。

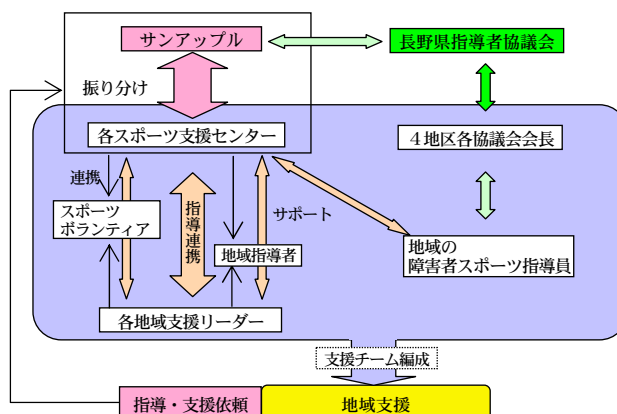


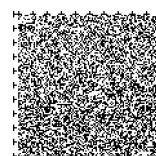
図2 地域におけるスポーツ指導員・スポーツボランティアの活用

7. 今後の展望

障害者のスポーツを生活レベルに広げるためにも、地域に暮らすスポーツ指導者の力を生かしていく必要があります。そのためには、各生活地域に拠点となる「障害者スポーツ支援センター」づくりが必要と考えます。現在、全国に22のA型障害者スポーツセンターがあり、これまで築き上げられてきた障害者スポーツは、大阪・東京の大都市から全国に広がっています。わたしたちの地域スポーツ支援は、これをもっと生活に近い地域単位で実践し広げていきたいと思えます。そのためには、顔が見える指導者同士のつながり、「人」のつながりがこの動きを進めていくと考えます。

長野県では、駒ヶ根(南信)・松本(中信)に続き佐久(東信)地域へ拠点を作りたいと考えます。更には県を越えて県境に居住する障害者や指導者を希望する方にも研修を受ける機会やスポーツに親しむ支援が可能となるように、生活地域を意識した展開が必要と考えます。当面ですが長野県と隣接する県と協働し、「中部横断障害者スポーツ支援リーダー研修会(仮称)」の開催にむけて計画をしています。

障害を持つ誰もが同じレベルでスポーツ参加が可能になる事、さらには県単位のスポーツ支援ではなく都道府県の枠を超えて必要とされる支援体制作りが、今後の障害者スポーツの発展に寄与することと考えます。多くの問題は山積しておりますが「障害者地域スポーツ支援」研修に参加していただきその中で「指導者」としてだけではなく、「人と人」との結びつきの中で、地域での活動ができる指導者およびネットワークを育てていきたいと考えております。



補装具製作（販売）業者情報 システムの構築について

テクノエイド協会

1. 情報システム構築の背景

障害のある方々にとって、補装具や日常生活用具などの福祉用具を効果的に利用することは、日常生活や社会参加を行ううえで、大変重要なことであります。

近年、障害者ニーズの多様化やノーマライゼーションの考え方が普及していくなかで、科学技術の進歩により、最新技術を駆使した様々な福祉用具の研究開発が各方面によりなされているところであります。

また、本年4月には、障害の有無にかかわらず、国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とした「障害者自立支援法」が施行され、なかでも補装具や日常生活用具に係る部分については、その支給や給付の仕組みが一部変更され、本年10月から施行実施されております。

日常生活用具等の給付につきましては、市町村が行う地域生活支援事業の一つとして位置づけられ、これにより地域の実情に応じた柔軟な事業の実施が可能となり、新規に開発された福祉用具についても、市町村独自の判断により、給付品目として加えることや、厚生労働省から告示された6種の種目に該当する各品目の給付額までも自由に設定することが可能となりました。

また、補装具費の支給につきましては、従来までの措置制度から、障害者又は障害児（又は代理人。）が直接、補装具製作事業者と契約する制度へと変更されました。

補装具事業者の選定にあたっては、その事業者の経歴や過去における実績等を勘案のうえ、安定的かつ継続

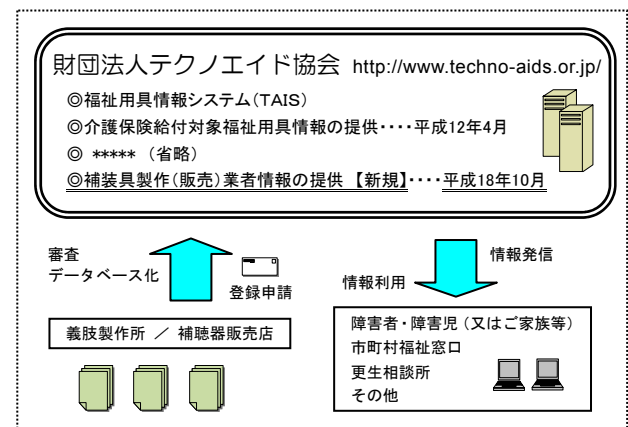
的に販売等が行えるかどうか等について、十分に検討することが望ましいことと規定されているところであります。

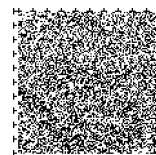
この様な障害者施策の変革を期に、「福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律」に基づく指定法人である当協会では、従来から行っている福祉用具情報提供事業の一環として、全国に散在する補装具製作（販売）事業者に関する情報、なかでも「義肢製作所」や「補聴器販売店」についての事業所情報を収集し、データベース化を行い、当協会のホームページ内に『補装具製作（販売）業者情報システム』を設け、本年10月より、全国の関係者に向けて情報発信を開始したところであります。

新たな転換期を向かえた障害者施策の現場において、本情報システムは、補装具製作（販売）事業者を選定する際の参考として役立てて戴き、かつ同制度の適切かつ円滑な事務運営に資することを願って構築したものであります。

補装具製作（販売）業者情報システム

<http://www.techno-aids.or.jp/hosogu/index.shtml>





2. 情報の収集方法と登録対象者

(1) 義肢製作所

社団法人日本義肢協会に加盟する309事業所を対象に、制度改正に伴う本趣旨について説明のうえ、調査票を送付し、①国家資格である義肢装具士が配置されており、かつ、②登録を希望する事業所についてのみ情報登録を行いました。

なお、今後の登録事業所は、必ずしも日本義肢協会の会員である必要はなく、基本的には、義肢装具士を配置している義肢製作所であれば、登録することができるものとしてあります。

平成18年11月現在、198事業所が情報登録されております。

義肢装具士とは？

厚生労働大臣の免許を受けて、義肢装具士の名称を用いて、医師の指示の下に、義肢及び装具の装着部位の採型並びに義肢及び装具の製作及び身体への適合を行うことを業とする者。(義肢製作法第二条第三項)

義肢装具士国家試験に関する情報

(techno-aids.or.jp/senmon/index.shtml)

(2) 補聴器販売店

補聴器業界団体等の協力により当協会において、平成5年12月から養成している認定補聴器技能者が勤務する補聴器販売店を対象に、制度改正に伴う本趣旨について説明のうえ、調査票を送付し、①認定補聴器技能者が配置されており、かつ、②登録を希望する事業所についてのみ情報登録を行いました。

平成18年11月現在、382事業所が情報登録されております。

認定補聴器技能者とは？

当協会において開催する「補聴器技能者基礎講習会」を受講のうえ、3年間の実務を経験のうえ、さらに「補聴器技能者講習会」を受講し、さらにその2年後「認定補聴器技能者の資格を得るための試験」を受け、合格した者のみが、認定補聴器技能者となります。受験資格等については、以下に記述する。

■受験資格

当協会が開催する補聴器技能者講習会の修了者

で概ね2年以上の販売実務経験を有し、その期間に指定講習会の規定ポイントを取得し、耳鼻咽喉科専門医との連携をもつ者、又、同等の資格を有すると認められ、耳鼻咽喉科専門医との連携をもつ者。

■試験内容

認定補聴器技能者に必要な知識の筆記試験と実技試験

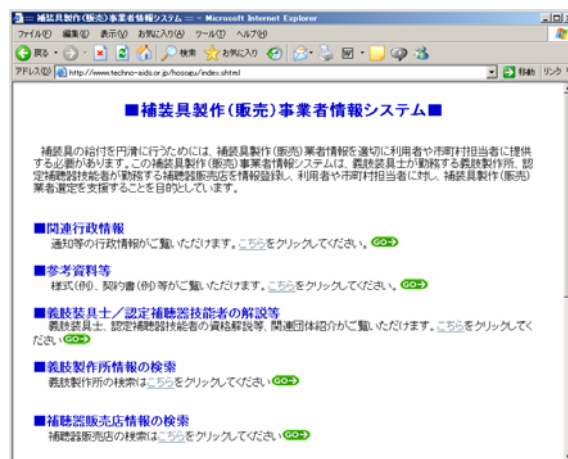
認定補聴器技能者制度に関する情報

(techno-aids.or.jp/senmon/hocho.shtml)

情報登録に必要な書類、①登録の手引き、②申請書、③記載例については、当協会のHPから簡単にダウンロードすることができます。

3. 本システムから情報発信する内容

平成18年11月現在、情報発信している内容の詳細について解説します。

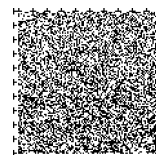


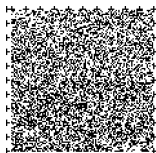
(1) 関連行政情報

厚生労働省から示される「告示」や「関係通知」の最新情報を掲載しております。PDFファイルにより掲載しておりますので、現物と同様のものを手元に入手することができます。

■告示

- ◎ 厚生労働省告示第528号 補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準 (平成18年9月29日)
- ◎ 厚生労働省告示第529号 障害者自立支援法第77条第1項第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める日常生活上の便宜を図るための用具 (平成18年9月29日)





■通知

- ◎ 障害者自立支援法に基づく補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準に係る完成用部品の指定について（平成18年9月29日 障発第0929001号）
- ◎ 障害者自立支援法に基づく補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準について（平成18年9月29日 障発第0929003号）
- ◎ 補装具費支給事務取扱指針について（平成18年9月29日 障発第0929006号）

(2) 参考資料等

全国障害保健福祉関係主管課長会議等において、厚生労働省から説明された、補装具費の代理受領に係る補装具事業者の登録等に関する要綱（例）など、市町村や更生相談所等にとって有効な情報を掲載しております。

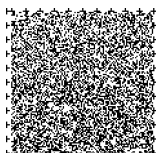
- ◎ 補装具費の代理受領に係る補装具事業者の登録等に関する要綱（例）
 - (1) 補装具事業者登録申請書
 - (2) 補装具事業者登録通知書
 - (3) 補装具事業者登録変更届出書
 - (4) 補装具事業者事業廃止（休止・再開）届出書
 - (5) 事業所調書
 - (6) 種目別調書
- ◎ 契約書（例）
- ◎ 代理受領に係る補装具費支払請求書兼委任状（例）

(3) 義肢装具士、認定補聴器技能者の資格解説等

義肢装具士及び認定補聴器技能者に関連する情報として、①資格の解説 ②関連団体の紹介 ③標準的な設備の条件 ④関連法規 等の情報を提供しており、補装具事業者等の選定にあたって目安となる情報を掲載しております。

(4) 補装具製作所情報の提供

全国に散在する「義肢製作所情報」について、全国地図から自分の知りたい都道府県を選択することによ



て、簡単に閲覧することができます。

（提供している内容）

- 事業所名称
- 代表者
- 所在地
- 電話及びFAX
- 勤務する義肢装具士の数
- 免許証No及び義肢装具士氏名（*免許Noは必須、個人名は希望者のみ）
- HPへリンク

(5) 補聴器販売店情報の提供

全国に散在する「補聴器販売店情報」について、全国地図から自分の知りたい都道府県を選択することによって簡単に閲覧することができます。

（提供している内容）

- 事業所名称
- 代表者
- 所在地
- 電話及びFAX
- 勤務する認定補聴器技能者の数
- 登録番号及び認定補聴器技能者氏名（*登録番号は必須、個人名は希望者のみ）
- HPへリンク

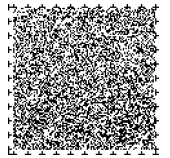
4. 本情報システムの今後のあり方

障害者自立支援法が施行され、市町村や更生相談所などの障害者福祉の現場では、適切かつ円滑な事業運営が求められているところであり、当協会では、本システムがそうした場において、有効に機能し活用しうるものとなるよう、適切なニーズの把握に努め、適宜、改良等を行う必要があるものと考えております。

なかでも喫緊の課題ととらえ、既に当協会において検討を開始している事項について以下に記述します。

(1) 義肢装具製作所情報の改良

法施行に合わせて、国から示された「補装具費支給事務取扱指針」のなかで、補装具事業者の選定にあたって、以下のように記載されております。



第1 基本的事項

3 都道府県等の役割について

市町村は、補装具費支給制度の実施主体として、補装具費の支給申請に対して適切に対応できるよう、補装具の種目、名称、型式及び基本構造等について十分に把握するとともに、申請者が適切な補装具事業者を選定するに当たって必要となる情報の提供に努めること。

情報提供する際には、補装具事業者の経歴や実績等を勘案し、安定的かつ継続的に販売又は修理を行うことが可能であるか等について十分に検討の上行う必要があること。

既に記述した現行の情報提供項目だけでは、十分とはいえないとの意見が、多くの市町村から寄せられているところであり、義肢製作所については、①開設年数 ②取扱種目についての製作実績等に関する情報についても取り入れる方向で、現在検討しているところであります。

◎ 開設年度 …… 新規追加

◎ 取扱種目、名称 …… 製作実績の有無を確認のうえ、情報項目を追加する

■義肢

(義手) 殻構造・骨格構造、(義足) 殻構造・骨格構造・義足の内IRC等特殊なソケットの製作

■装具

(下肢装具) 股装具・先天性股脱装具・内反足装具・長下肢装具・膝装具・短下肢装具・ツイスター・足底装具、(靴型装具)、(体幹装具) 頸椎装具・胸椎装具・腰椎装具・仙腸装具・側彎矯正装具、(上肢装具) 肩装具・肘装具・手背屈装具・長対立装具・短対立装具・把持装具・MP屈曲(伸展)装具・指装具

■座位保持装置

(2) 福祉用具情報のあり方に関する調査研究事業

平成18年度厚生労働省から依頼を受け、今後の「福祉用具関連の情報のあり方について」調査研究することとなりました。

本調査では、障害者やその支援技術者、関係機関等において、相談・判定業務を行うなかで、真に必要な福祉用具情報のあり方について、調査研

究することを主な目的としております。

調査の流れは、以下に示すとおりです。

◎ 検討委員会の設置

更生相談所、市町村、研究者、学者等の方の協力を得て、当協会内に「福祉用具情報のあり方に関する調査研究委員会」を設置しました。

◎ アンケート調査の実施

全国の身体障害者更生相談所及び市町村を対象にしたアンケート調査を行い、現状把握を行うとともに、必要とされている情報の内容について、その詳細を分析する予定であります。

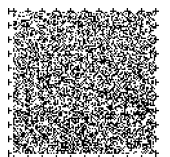
◎ ヒアリング調査の実施

また、障害者団体や業界団体等へも個別のヒアリング調査を行い、当協会が運用する福祉用具情報システム(TAIS)のあり方等について、検討する予定であります。

また、上記以外にも当協会では、特に日常生活用具の選定や適合にあたって必要とされる、福祉用具の選び方や使い方に関する専門情報の収集に努め、過去に協会から発行した幾つかの書籍物等について分類・整理の作業を行うとともに、現行、障害者施策のなかで活用できる福祉用具関連情報(HP)についても、分析・整理を行っております。

最後に福祉用具は、制度や給付の仕組みが変わろうとも、その人にとって適切なものを、適切な時期に、上手に利用することによって、その効果を最大限に引き出すものであることを念頭に置き、当協会としては、単なる福祉用具の製品情報のみならず、それら周辺情報についても発信していくことが大きな役割であると考えております。

今後とも関係各方面の方々による、ご支援とご協力賜りますよう、何卒宜しくお願い申し上げます。



サービス管理責任者研修(指導者研修)を終えて (その3)

厚生労働省

障害保健福祉部障害福祉課

児童分野

1. はじめに

障害者自立支援法において児童分野では児童デイサービスにサービス管理責任者を配置することになりました。サービス管理責任者は、利用する児童一人一人の個別支援計画作成と評価に責任を持つとともに、児童デイサービスの事業運営についても管理者と協働してマネジメントを行うこととなります。

先の指導者研修では、他の分野の実施方法とは異なり、受講者に対して各自の実践事例(アセスメント表、個別支援計画等)を事前に提出していただき、この資料をもとにワーキングをしました。演習は、テキストに示した「児童デイサービス提供の視点」を確認しつつ、個別支援計画の作成ポイントやサービス管理責任者の観点で事例検証を行いました。また事業運営のマネジメントの観点から課題解決のための方法と事業の評価について協議しました。以下、テキストの内容について記述します。

2. 児童デイサービスの基本的姿勢

① 児童デイサービスの中核的機能は療育や発達 の支援

支援費制度における児童デイサービス事業をふり返ると、発達課題をもつ児童の支援機能の他に、障害児の放課後や長期休暇の預かり機能をもつ事業所もあり、全体として児童デイサービスが中心に取り組むべき機能というものが必ずしも明確ではありませんでした。この度、児童デイサービスの中核的機能を療育や発達の支援とし、主な対象を就学前児童としました。発達課題のある児童に対して、できるだけ早期の段階から支援を行うことを中心的機能とし、そのための適切なアセスメントと支

援を実施するよう求めています。

② 保護者や家族も支援のパートナー

発達のつまずきや障害の告知を受けてとまどい悩む保護者の想いとは別に、児童本人だけを指導してきた事業所も一部に見受けられます。支援の内容や方法を保護者や家族と十分に共有されなかったことも課題です。しかし、保護者や家族も支援のパートナーです。取り組む指導内容や見通しを分かりやすく伝える工夫をし、保護者や家族へ障害受容を促すことも必要です。そのプロセスにより児童本人の発達課題についての理解が深まり、保護者や家族の役割が確認され、一緒に取り組む方向感が生まれます。

③ 集団活動と個別プログラムの効果的な組み合わせ

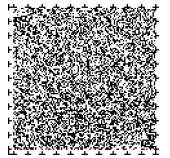
またこれまでの事業所の中には、個別の支援(指導)計画がなかったり、支援プログラムが集団活動に偏った傾向も見受けられました。事業所は、保護者や関係機関との確かなアセスメントを実施し、集団活動と個別プログラムの効果的な組み合わせによる計画を作成することが求められます。

④ 地域での育ちが続く支援

サービスの実施内容や結果が事業所だけにとどまり、次のステージに活用されていないという事業所自己完結型の問題は、この分野や事業だけに限りません。地域での育ちが続く支援にしてゆくためには、支援システムづくりが重要となります。家族支援を含めた一人一人の療育や発達の支援が地域の支援システムづくりにつながることを意図してサービスを実施する必要があります。

3. 児童デイサービス提供の視点

(1) 早期の対応と気軽に身近なアクセス先となるように



児童デイサービスには、診断のつきにくい発達障害児も含まれます。乳幼児健診、保健所、保健センター、子育て支援センターや障害児等療育支援事業等から経由されるこうした事例に早期に対応できるように、また事業所が気軽に身近にアクセスし相談できるようにしておくことが重要です。

(2) 家族支援

家族支援のポイントは、家族・保護者に対する精神的援助と子育て支援です。それらを通じて家族保護者が児童の障害の理解と受容を進めることとなります。また保護者自身がエンパワメントできるような、個別懇談、お母さん勉強会（お父さんの会）なども実施することが大切です。さらに兄弟姉妹への支援も重要です。児童デイサービスの利用は、母子通園や母子分離通園など様々ですが、家族・保護者に育ちの見通しを示して合意しながらすすめることが肝要です。

(3) 支援目標の視点

個別支援計画を作成する際の支援項目として以下の点を例として示します。

- 姿勢・運動
- 生活習慣（ADL：食事、排泄、着脱、衛生等）
- 言語（コミュニケーション）
- 社会性（遊び、ソーシャルスキル）
- 医療的配慮（ネットワークの中で連携すべき項目として）
- 家族支援

(4) 個別支援と集団活動

個別支援プログラムの立案実施に際しては、個別支援の場面や行事等の集団活動の場面で見える子どもの様子の違いを観察するなどして、支援者の関わりや必要とされる療育内容の点検を行うことも求められます。また専門的支援が必要な場合（医療的な支援や行動上の問題がある場合などにおいて）に、障害児等療育支援事業、発達障害者支援センター等を活用するなどして、個別支援と集団活動のプログラムについて助言指導を受けながら進める場合もあります。

(5) 環境への配慮

支援には、環境への配慮が必要です。例えば身体障害のある児童にはバリアフリー環境を用意

すること、あるいは自閉的傾向にあり行動上に問題がある場合には、的確な観察により構造化した環境を用意し活動の見通しを持たせる等の配慮も必要です。

(6) ライフステージのつながり

児童デイサービスは、ライフステージの最初の取り組みであり、次のライフステージにむけてバトタッチを適切に行う必要があります。就学にむけた支援として、例えばスムーズな移行のために個別の移行支援会議を開催することや、療育や発達を支援するための定期的な関係者の会議や教育（特別支援教育）との連携会議なども活用することが大切です。

(7) 地域の支援システムづくり

これまで述べてきたように児童デイサービスにおいては、ライフステージの移行（就学後の生活）を見通した地域のネットワークを形成することが重要です。子どもを取り囲む関係機関（保健師・保育所・幼稚園・障害児等療育支援事業、児童相談所・子育て支援センター・ことばの教室・教育・医療機関・行政等）とのつながりと信頼関係をつくり、支援内容と連携協働する役割を確認することが大切です。

4. サービス管理責任者への期待

児童デイサービスは、発達支援の機能を踏まえ、また諸条件に照らして報酬上Ⅰ型、Ⅱ型に分けて整理しサービス管理責任者の配置を示しました。特にⅡ型の児童デイサービスでは、サービス管理責任者を配置しないことも認めることにしていますが、しかしながらこれは個別支援計画を策定しないというものではありません。サービスの質と内容を見極めながら、ひとりひとりの発達に応じた支援が求められています。

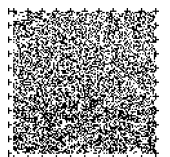
都道府県で開催されるサービス管理責任者研修を通じ、児童デイサービスの関係者が相互に情報交流しながら都道府県内のネットワークが形成されることを期待します。

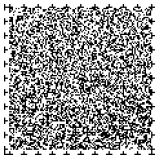
（障害福祉専門官 高原 伸幸）

…全体をとおして…

1. はじめに

本誌6・7月号で「サービス管理





責任者研修（指導者研修）」（以下、「本研修」という）の概要をご紹介して以来、以下のように3回に渡って本研修実施後の結果報告を分野別にさせていただきました。

- 8・9月号→「介護」、「地域生活（身体）」
- 10・11月号→「就労」、「地域生活（知的・精神）」
- 12・1月号→「児童」、「まとめ」

各分野とも、最後は「サービス管理責任者に期待すること」として、厚労省の各担当専門官が祈るような気持ちでまとめのメッセージを記載してきました。私自身、改めてそれぞれのメッセージに込められた各分野固有の課題を認識させられた次第です。

本稿では、シリーズの最後として、若干の苦労話も交えながら、次年度以降のさらなる発展につなげられるよう総括して締めたいと思います。

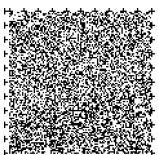
2. 本研修（国研修）が誕生するまで

(1) サービス管理責任者とは何か

省内で本研修の企画・立案に関する本格的な検討が始まったのは、年が明けて2006年になってからでした。もともと自立支援法の施行スケジュール自体が極めてタイトだった関係で、私が2006年1月から本研修の企画担当者として業務を引き継いだ際には、自立支援法42条のサービスの質の向上を担保するための要の存在として「サービス管理責任者」を配置するという理念と名称だけが決まっていたと言っても過言ではありませんでした。

サービス管理とは何を管理するのか、それは施設長とはどこが違い、誰が担当するのか、といった根本論から徹底的な議論が繰り返されました。一方で、サービス管理責任者に関する人員配置基準や報酬単価の設定、資格要件の考え方などを、他省庁との整理も含めて短期間に同時並行で詰めていかざるを得なかった過程が何よりも厳しかったところです。

そして、サービス管理責任者の省側の基本コンセプトが概ねできたところで、3月からは学識経験者を含めた検討会を立ち上げ、ようやく研修カリキュラムとテキスト作成に係る検討が開始された



次第です。

(2) 標準的なサービス提供とは何か

「サービス提供プロセスを管理する」といえば聞こえはいいのですが、実際問題として現場の実情に目を向けると、分野によっては愕然とするような格差が存在したことも事実です。サービス管理どころか、個別支援計画を作る習慣さえない分野もあり、支援費制度の形骸化を改めて痛感させられました。標準的なサービスというと、個性を無視した画一サービスと誤解されがちですが、地域や事業内容の違いに伴うサービス格差を埋め、全国的に質の高いサービスを提供し続けたいとの願いが本来の主旨であります。

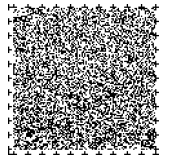
本研修において演習等を5つの分野に分けたのも、分野ごとの特殊性や実態格差、歴史的な背景の違いなどから、全ての受講者に同一のテキスト内容で研修したのでは、論点のぼやけた現実感の乏しい研修になりかねないとの危惧があったからです。

(3) どのような研修スタイルを提案するか

本研修のカリキュラム内容についてはすでに6・7月号でご紹介しましたが、実際のテキスト作成に関しては難問が山積でした。私たち専門官チームが何よりも拘ったのは、教科書を読み解くような研修ではなく、サービス管理の仕事のスタンスをリアルに体得できる研修にしたいとの思いでした。

そのため、各分野の専門官が研修ポイントでも紹介してきたように、分野特有の問題点に正面から切り込めるようなテキスト形式を新たに工夫する必要がありました。以下は、そうした工夫の一例です。

- ① 視覚的、直感的な理解も重視し、一貫してパワーポイントによるスライド形式で作成したこと。
- ② 平易で無難な記述ではなく、可能な限り具体的な表現や事例に基づく記述を多用したこと。
- ③ 共通講義のテキストに関しては、実際に現場で成果を上げている実践者の方々からのインタビュー取材に基づいてポイントを練り上げたこと。
- ④ 分野別講義のテキストに関しては、演習でのグループ討議がしっかりと噛み合うよう、あえて



分野別の課題等を浮き彫りにする個性的な内容としたこと。

- ⑤ テキストデータは、都道府県研修でも活用できるよう、研修後に各都道府県に対して全ての講義を録画したDVDとともに送付・公開したこと。

3. 本研修の一層の充実を目指して

本研修の最終受講者数は235名(各都道府県から5分野各1名)で、全員が都道府県研修の中核を担う人材として無事修了されました。

この研修に関わった講師陣は、各分野の第一線で活躍中の方々や学識経験者を中心に、省内の各専門官等も加えて総勢約40名でしたが、全ての都道府県が潤沢な予算と講師陣を確保できるわけではありません。このため、国の研修に求められる一番の配慮点としては、内容的に都道府県が無理なく踏襲できることや、業務省力化の観点からもテキストデータ等を積極的に公開することなどがあります。

また、今年度の研修で使用した多くの事例に関しては、次年度以降もさらに好事例の収集に努め、

そこから帰納法的に標準的なサービス内容を示していければ、徐々に全国的なサービス格差や意識の格差の解消に貢献できるものと考えています。

ちなみに、研修後の受講者アンケートの結果によると、各講義の平均満足度は約93%と極めて高く、私どもの努力が報われた感もありますが、一方では貴重なご意見、ご指摘も頂きましたので、こちらも次年度の研修に反映していければと思っています。

最後になりますが、本研修の実現に多大なるご尽力をされた全国身体障害者総合福祉センター(戸山サンライズ)のスタッフと講師の皆様方に、この場をお借りして改めて厚くお礼申し上げます。

次年度からは本研修と「相談支援従事者指導者養成研修」の二つの国研修については、国立身体障害者リハビリテーションセンター学院において開催される予定となっておりますので、引き続き皆様方のご支援をよろしくお願い申し上げます。

国立身体障害者リハビリテーションセンター指導部
工藤 裕司(元厚生労働省障害福祉専門官)



編集後記

新年明けましておめでとうございます。本年もどうぞよろしくお願いいたしますm()m

さて、今号では第21回障害者による書道・写真全国コンテストの両部門で金賞を受賞された作品をカラーでご紹介させていただきました。また、携帯電話からは全受賞作品の画像および寸評をQRコード(下)からご覧いただけます。受賞された皆様の力作を是非ご覧ください!(廣田)

直接アドレスを入力してご覧になる場合はこちらまで。

http://www.normanet.ne.jp/~ww100006/contest_mobile/contest_mobile.html



戸山サンライズ(通巻第230号)

発行 平成18年12月10日(隔月10日発行)

発行人 (財)日本障害者リハビリテーション協会
会長 金田一郎

編集 全国身体障害者総合福祉センター
〒162-0052 東京都新宿区戸山1-22-1
TEL. 03(3204)3611(代表)
FAX. 03(3232)3621
<http://www.normanet.ne.jp/~ww100006/index.htm>

おめでとうございます。輝かしい新年をお迎えのこととお喜び申し上げます。

本年は、早々1月よりセミナーを予定しております。『自立』とは?『共に生きる社会』とは? だれもが安心して暮らせる豊かな地域を目指して皆さんも一緒に考えてみませんか? 参加ご希望の方は当センター養成研修課までお問い合わせください。詳細については同封いたしました案内、もしくは当センターホームページをご覧ください。

本年も皆様が健康でありますように、また皆様が1年後を笑顔で迎えられるように。皆様のご健康とご清福をお祈り申し上げます。(西田)

